

新たな国際標準戦略

(国際社会の課題解決に向けた我が国の標準戦略)

2025年6月3日

知的財産戦略本部

目次

はじめに.....	1
第1章 これまでの官民の取組と国内外の動向	3
(1) 国際標準における我が国の貢献	3
(2) 官民の取組の進捗状況と海外の状況	4
第2章 国際標準を通じた課題解決を目指す我が国の取組強化	7
(1) 将来像実現に向けた基盤強化の方向性	7
(2) 経済安全保障の観点	10
(3) 関係者の基本的役割と司令塔機能の強化	10
第3章 具体的な施策（施策詳細は別表参照）	14
(1) 産学官金の取組の強化	14
(2) 標準エコシステムの強化	15
(3) 標準戦略の明確化とガバナンス	17
(4) 国際連携の強化	17
第4章 重要領域・戦略領域の選定とその取組の方向性.....	19
(1) 総論	19
(2) 重要領域のうちの戦略領域	20
① 環境・エネルギー（気候変動・エネルギー・GX）	20
① 環境・エネルギー（自然共生）	21
① 環境・エネルギー（循環経済）	22
② 食料・農林水産業	22
③ 防災	23
④ デジタル・AI（デジタル）	24
④ デジタル・AI（AI）	24
⑤ モビリティ	25
⑥ 情報通信	26
⑦ 量子	26
⑧ バイオエコノミー	27
(3) 重要領域	27
⑨ 介護・福祉	27
⑩ インフラ	28
⑪ フュージョン	29
⑫ 宇宙	29

⑬ 半導体	30
⑭ 素材	30
⑮ 資源	31
⑯ 海洋	31
⑰ 医療・ヘルスケア	32
第5章 モニタリング・フォローアップの実施と戦略の見直し	33
（１） 国際標準化活動のモニタリングと官民での適切な共有・対応	33
（２） 施策と重要領域・戦略領域のフォローアップ	33
（３） モニタリング・フォローアップ体制	34
（４） 戦略の見直し	34
 別表 「新たな国際標準戦略」に関する施策一覧	35
（１） 産学官金の取組の強化	35
（２） 標準エコシステムの強化	43
（３） 標準戦略の明確化とガバナンス	47
（４） 国際連携の強化	54

はじめに

（国際社会及び我が国が直面する課題）

近年の国際社会及び我が国は、従来の枠組みでは十分に対応できない多様な課題に直面している。

例えば、気候変動対策や人権尊重といった規範は、国際社会が連携して中長期的に取り組むべきものであるところ、短期的には持続可能性が課題となっている。

各国が規範の遵守と経済の強靱化という課題の双方に対応する必要性に迫られる中、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化等により、グローバル・サプライチェーンの分断リスクにも直面している。

また、生成 AI をはじめとする急速な技術革新が与える影響に対し、従来の規制や制度のみでは十分かつ迅速な対応が困難であることが明らかになりつつある。

国内に目を転じて、人口減少・高齢化、経済の長期低迷による購買力の低下、生成 AI などの急速な技術革新への対応などの課題が山積している。

（国際標準が果たす役割）

国際社会の合意の下で進めてきた社会的・環境的目標の実現に向けたトランジション（移行）や、各国が連携して構築するサプライチェーンの強靱化、そして急速な技術革新に対応した社会・産業の実現のためには、国際標準の戦略的活用が有力な選択肢となる。

この際、イノベーションが多様化・加速化する中、ISO、IEC、ITU といった国際標準化機関への関与を強化するとともに、分野ごとのフォーラム規格や地域規格を積極的に活用することの重要性が高まっている。

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を、経済上の措置を講じ確保する「経済安全保障」についても、その重要性が高まっており、国際標準を通じた自律性の確保、優位性・不可欠性の確保・維持・強化といった観点も重要となっている。

（国際標準による社会課題解決と市場創出）

このような状況を踏まえ、今般改めて策定した我が国の国際標準戦略（「新たな国際標準戦略」、以下「本戦略」という。）は、国際社会や我が国が抱える課題の解決、我が国の経済安全保障に資するものとして、国際標準活動を通じた社会課題解決と市場創出を先導するための基本方針である。

この戦略に従い、例えば防災、エネルギー、量子技術など、国際社会の課題解決に関係が深く、かつ我が国が強みを有する分野において、官民が連携しつつ規格開発および標準を活用した課題解決を主導し、市場を創出することを目指す。

この目的のためには、旧来からの製品・サービスの仕様や品質要求に係る個別具体的な標準化のみならず、新たな価値や規範の定義を含む、社会産業システム全般を視野に入れた議論が求められる。

（標準エコシステムの強化）

我が国が国際標準活動において更なる求心力を発揮するためには、産業界や学術界の意識改革・行動変容に加え、国内において関連する人材育成の充実、これらの活動の支援機能としての規格策定、認証機関及び試験機関等の強化や、国際標準に関わる多様な主体をつなぎ将来のビジョンを示す司令塔の役割を果たす機能の構築が不可欠となる。

本戦略は、我が国による国内外の社会課題解決への貢献の発信であるのと同時に、関連する標準化活動において志を同じくする諸外国に対する連携の呼びかけでもある。多様な社会・産業ステージの国や地域との連携により、地球規模の課題に対しても新たな解決策となる道筋が描き得ると期待される。

各主体が一体となって本戦略を推進することで、国際標準を有効活用した産業戦略・事業戦略の普及・拡大や、高付加価値な新技術の迅速かつ安全な社会実装を推し進め、日本国内における社会課題の解決や我が国産業の国際競争力の向上にも寄与するものと期待される。

第1章 これまでの官民の取組と国内外の動向

(1) 国際標準における我が国の貢献

我が国においては、日本産業標準調査会(JISC)がISO(国際標準化機構)及びIEC(国際電気標準会議)といった国際標準化機関において常任理事の一つとしての地位を有し、総務省がITU(国際電気通信連合)においても長年にわたり議長・副議長などの重要ポストを一定割合占めるなど、その活動に大きく貢献してきたところである。

我が国の産業競争力と技術力を基盤とした国際標準化の取組は、経済産業省・総務省をはじめ、関係省庁、産業界、学术界、関係団体等が一体となって進めてきた。その中でも、数千人を超える企業エキスパート、アカデミア、国立研究開発法人の研究者等からなる我が国の国際標準化コミュニティによる長年の活発な活動が、我が国の国際標準化を支えてきた。

特に、国際規格の発行において重要な役割を担う「国際幹事」のポストでは、ISOにおいて84ポスト(世界第4位)、IECにおいて24ポスト(世界第3位)を有しており、我が国の専門性と発信力が国際社会において高く評価されている。また、ITUにおいては、2023年1月に我が国の尾上誠蔵氏(元日本電信電話株式会社CSSO: Chief Standardization Strategy Officer)が電気通信標準化局長に就任している。

また、近年、気候変動対策や生物多様性の保全、人権の尊重など、地球規模の課題解決を目指す取組が加速する中で、国際標準の整備はサステナビリティの推進に向けた行動変容を促すための重要な手段となっている。

我が国においても、再生可能エネルギーの普及拡大や環境負荷低減技術の標準化などを通じ、国際的な合意形成に積極的に参画してきた。

例えば、環境影響評価に関する評価手法の整理や太陽光発電システムの信頼性や安全性に関する標準化の推進を通じ国際標準の骨子作成や提案段階から主導的役割を果たしてきた実績を有する。

さらに、AIやデジタル、IoT、次世代通信などの先端分野においても、その重要性から、欧州、米国、中国やアジア諸国など諸外国も国際標準化の取組を進展させている。

我が国としても、これまで培ってきた産学官連携の枠組みを活用し、幾つかの分野においては、研究開発段階から標準化の重要性を意識した取組を進めている。

例えば、スマートマニュファクチャリング、無人航空機の日視外飛行における衝突回避の手法や運航管理システム、モビリティ分野の自動運転技術、スマートシティ関連のインフラの開発・運用などにおいて、規格策定に研究開発段階から積極的に参画してきた。

このように、我が国はこれまでも、各分野の専門性や高い技術力を背景に、国

国際標準活動において、大きな役割を果たしてきた。今後も、これまでの経験を活かし、サステナビリティ分野や先端技術分野などにおいて国際社会での議論をリードし、我が国の技術力と知見を国際社会に貢献させることが期待されている。

その上で、国際標準の形成が各国の競争力や国際的影響力を左右する時代において、我が国は官民が一体となり戦略的な標準化を推し進め、世界の課題解決と市場創出に寄与する先導的役割を担っていく。

（２） 官民の取組の進捗状況と海外の状況

（官民の取組の振り返り）

我が国は、2006 年に策定された「国際標準総合戦略」に基づき、各省庁や民間団体が連携して必要な施策を推進した結果、多くの分野で一定の進展を遂げてきた。

具体的には、国際会議への積極的な参加や国内規格との整合化の促進など、官民が一体となった取組を通じて、我が国の技術やノウハウを国際標準の策定プロセスに反映させてきた。

また、工業標準化法の改正や「新市場創造型標準化制度」の創設、企業・業界団体の標準化活動の促進など、官民が協働して標準化活動を進める基盤強化を図ってきた。

さらに、JISC が 2023 年に取りまとめた「日本型標準加速化モデル」や関係府省の政策文書においては、研究開発段階から標準化と認証も含むその実装の戦略的活動を展開する必要があるとし、産学官連携の強化に取り組むべきとしている。

加えて、科学技術・イノベーション政策の一環として、社会課題解決に直結する重要分野（AI、量子など）を中心に国際標準化を推進する方針を示している。

一方で、我が国の国際標準化の取組は、依然として研究者等の属人的な活動に依存する部分が大きいとの指摘がある。

あわせて、企業経営層の国際標準に対する理解の促進や、アカデミアと研究開発段階から標準化活動を一体的に推進する仕組み、アカデミアの標準化活動の評価、さらには国際標準人材の戦略的育成、標準の採用・普及などの観点については、引き続き改善の余地が認められる。

取組全体を俯瞰すれば、策定した戦略を持続的にフォローアップし、PDCA サイクルを機能させるための仕組みを強化する必要もある。

（海外の状況）

近年、国際標準の分野においては、デジタルや生成 AI などの革新技術や、気候変動などの社会課題対応、経済安全保障など、個社のみならず、一つの業界や団体では対応できない、領域横断的な分野が次第に拡大している。

例えば、今日、国際標準化の対象は、従来のモノやサービスの枠を超え、システム全体、さらには複数のシステムを統合した System of Systems にまで拡大している。バリューチェーン全体にわたるシステム連携や新たなサービス創出には、インターオペラビリティ（相互運用性）の確保のため、インターフェースをはじめとする各種標準の整備が不可欠であり、これに適切に対応できなければ、市場創出の機会を失い、又は競争力が損なわれる恐れがある。

諸外国の動向に目を向けると、欧州、米国、中国では、国際標準活動に関する国家戦略を打ち出し、政府機関と産業界が連携しながら戦略的に国際標準活動を展開している。

例えば、欧州ではいわゆる「ニューアプローチ」などを通じて、規制と規格・認証制度を有機的に結び付ける枠組み¹を整え、欧州における単一市場のみならず、国際市場における主導権を確保し、世界的な影響力を維持しようとしている。

米国は、多様性を基盤とした市場特性を反映しつつ、市場主導型の標準化を推進している。同時に、安全保障の観点から、重要・新興技術（Critical and Emerging Technologies）に関する標準戦略を国家レベルで推進している。

一方、中国は標準化を国家戦略の中核に位置づけ、政府主導で国際標準化への影響力拡大を図っている。特にデジタルや通信技術などの重点分野では、独自規格を普及させ、国際会議での主導権確保を目指し、企業や研究機関との連携を加速させている。

このように、各国は標準化活動を政策の中核に据え、デジタル分野、生成 AI、気候変動対策などのグリーン技術、さらには地政学的リスクを背景とした経済安全保障など、従来の単一領域を超えた課題に対応するため、国家レベルで標準戦略を推進している。

（我が国の取組の方向性）

翻って我が国においては、人口減少と高齢化による市場縮小、DX や生成 AI 活用といった技術革新への対応の遅れ、さらには地政学的対立の激化といったリスクに直面している。

こうした状況下で、国民の安全確保とグローバル市場への参入拡大等を両立するためにも、国際標準活動への積極的な参画が不可欠である。

これらの背景を踏まえ、今後は国際標準活動を通じた市場創出を図るとともに、企業や研究機関の競争力を高め、社会実装の促進につなげる必要がある。特に、研究開発の初期段階から標準化と認証を含むその実装を意識した取組を強化し、経営層を含む産業界の関与を深めることが重要である。加えて、官民が連

¹ 本戦略においては、1985 年欧州理事会決議以降の「技術的調和と基準に関するニューアプローチ指令」及びそれを補完する 1989 年理事会決議以降の「認証と試験に関するグローバルアプローチ指令」等に基づく欧州の規制枠組みを指す。

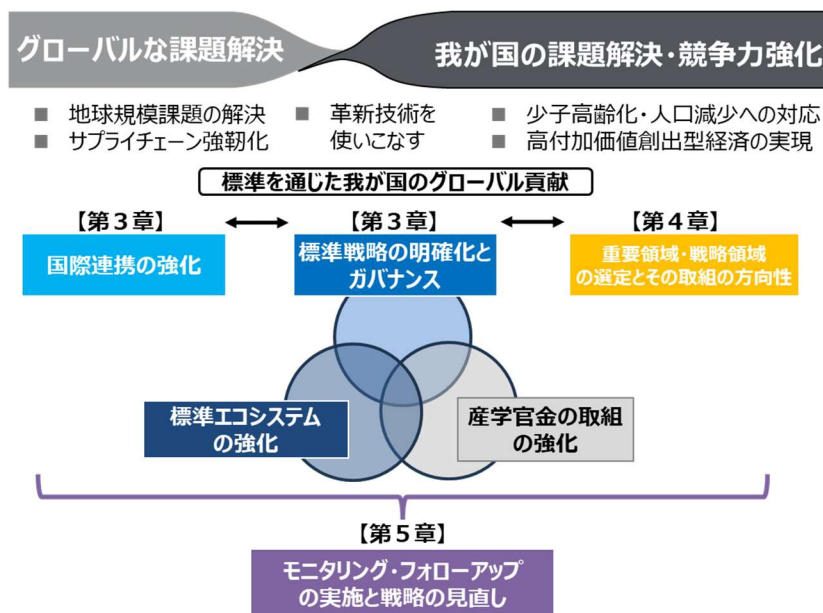
携し、人材育成やフォローアップの仕組みを再構築し、PDCA サイクルを継続的に機能させることが求められる。

国際標準を戦略的に活用することで、国内の人口減少や地政学的変化といった構造的課題にも柔軟に対応しつつ、持続的な経済成長と安全保障の確保を同時に実現し、国際社会が直面する課題解決に貢献することを目指す。

第2章 国際標準を通じた課題解決を目指す我が国の取組強化

(1) 将来像実現に向けた基盤強化の方向性

「はじめに」で示した我が国としてのあるべき姿、すなわち国際標準²を通じた国内外の課題解決と市場創出に向け、官民が一体となって、図1のとおり、「標準戦略の明確化とガバナンス」、「標準エコシステム」及び「産学官金の取組」を国内の取組として推進しつつ、あわせて「国際連携」、「重要領域・戦略領域の選定と支援」及び「モニタリング・フォローアップ」を組み合わせ、実効的に取組を実施していく。



【図1：本戦略における取組の全体像】

² 以下、本戦略においては、「標準・規格」・「国際標準」・「標準化」・「国際標準化」・「国際標準活動」を以下のとおり整理するものとする。なお、この整理は ISO/IEC や JIS に定める定義と沿わない場合もあり、あくまで本戦略本文における便宜的な整理である。

①標準・規格(standard)：JIS 上、「標準」は「関連する人々の間で利益または利便が公正に得られるように、統一し、又は単純化する目的で、もの及びもの以外について定めた取決め」、「規格」は「与えられた状況において最適な秩序を達成することを目的に、共通的に繰り返して使用するために、活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を規定する文書であって、合意によって確立し、一般に認められている団体によって承認されているもの」とされており、特に規格は文書化された標準を示すものとなるが、本戦略では標準・規格を特に区別しない。

②国際標準：国際的な標準化機関が作成する標準（デジュール標準、フォーラム標準）及び（合意（コンセンサス）に依らず）特定の製品・サービスが世界中に普及することで生まれる、事実上のスタンダード（デファクト標準）。

③標準化 (standardization)：JIS 上、「实在の問題又は起こる可能性がある問題に関して、与えられた状況において最適な秩序を得ることを目的として、共通に、かつ、繰り返して使用するための記述事項を確立する活動」であり、「この活動は特に規格を作成し、発行し、実施する過程からなる」とされており、本戦略では同内容に加え、デファクト標準の形成も含む。

④国際標準化 (international standardization)：JIS 上、「すべての国々の標準化に直接関係する団体が参加できる標準化」とされているが、本戦略では上述の国際標準のための規格の作成、発行、実施等を幅広く含む。

⑤国際標準活動：経営やマーケティング、社会実装などの観点から検討を行い、国際標準化を図る活動に加え、結果的に国際標準化を図らない活動を含む。

我が国がこれまで積極的に取り組み、今後も様々な取組が期待される ISO／IEC／ITU といった国際標準化機関³におけるデジュール標準対応も引き続き推進しつつ、近年活動が活発化している様々なフォーラム標準や独自標準、デファクト標準についても留意し、グローバル貢献に向けた効果的な組み合わせを訴求する⁴。

あわせて、国際標準活動に当たっては、国際標準化は、それ自体がゴールではなく、あくまで課題解決や市場創出のためのツールであるとの認識が不可欠である。その上で、様々な領域・分野において、敢えて国際標準化しないという選択肢も含めた、包括的な国際標準戦略が不可欠であり、同戦略に基づき、国際的な仲間作りや、後述する経済安全保障の観点を組み込むことが必要である。

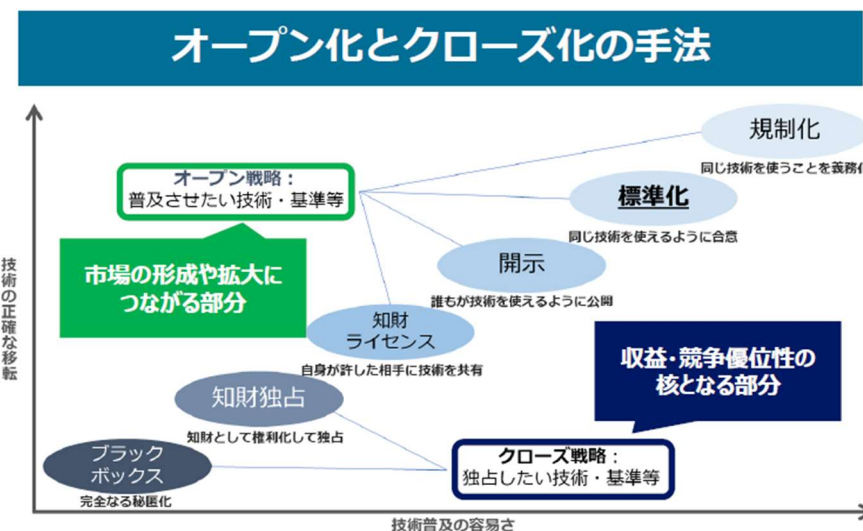
例えばオープン＆クローズ戦略に基づき、規制対応、標準化活動、知財管理、ノウハウ秘匿など様々な要素を組み合わせ、あるいは適切に使い分けることが必要であり、その有力なツールとして、標準を活用することが考えられる（図 2（a）及び（b）参照）。

さらに、標準化を検討するに当たっては、その普及・実装を見据え、その標準の適合性評価（認証）の枠組みについても、専門サービスの協力を得ながら、同時に検討すべきである。

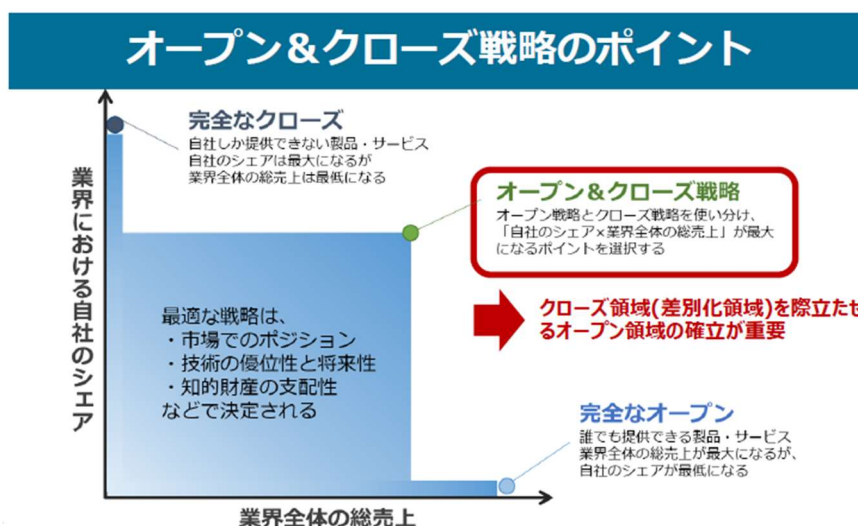
³ 国際標準化機関については、SDO（Standards Developing Organization）とも称されるが、本戦略においては、後述のデジュール標準を開発する ISO といった機関に留まらず、IEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers:電気電子エンジニアリング学会）といったフォーラム標準を開発する機関も幅広く含むものとする。なお、この整理はあくまで本戦略本文における便宜的な整理である。

⁴ 「デジュール標準」「フォーラム標準」「デファクト標準」については、本戦略では以下のとおり整理する。なお、これらの整理は必ずしも一意に定義が標準化されているものではない。

①デジュール標準：政府や国家間、標準化機関における合意（コンセンサス）を経て制定される、公的な性格を有するもの
②フォーラム標準：特定の技術や製品分野などに関係する企業・専門家群の合意（コンセンサス）で制定される、緩やかな共通ルールとしての性格を有するもの
③デファクト標準：（合意（コンセンサス）に依らず）特定の製品・サービスが世界中に普及することで生まれる、事実上のスタンダード



【図2 (a)：市場創出の戦略ツールとしてのオープン＆クローズ戦略
（経済産業省資料）】



【図2 (b)：市場創出の戦略ツールとしてのオープン＆クローズ戦略
（経済産業省資料）】

我が国から国際標準を提案するには、当該標準が十分に議論され、国内規格として標準化されていることが望ましい。一方で、我が国にとって相互運用性が確保されている場合には、日本国内で規格となったものの国際標準化に留まらず、他国で規格化されたものも含め、相互運用性に留意しつつ、国際標準化を推進していく。あわせて、日本企業の利便性等が認められる個別分野におい

ては、国内で各国の認証が取得できる方策（国際相互承認制度の利用）⁵も促進していく。

（２） 経済安全保障の観点

国際標準についての取組を進めていくに当たっては、自律性の確保、優位性・不可欠性の確保・維持・強化、自由・公正・公平な国際経済秩序の維持・強化の観点を踏まえて対応していく。

例えば、自律性確保・サプライチェーン強靱化の観点からは、同志国との連携なども国際標準の活用によって、重要物資の安定供給に貢献することが考えられる。

また、我が国の製品・サービスに対する海外での試験等を通じた情報流出の懸念や、我が国に入ってくるデジタルアーキテクチャや財・サービスによる不正な介入リスク・情報流出リスクなどについて、国内の認証機関等の育成・強化や信頼できる機関との連携・活用、規制・認証制度の活用により防ぐことが考えられる。加えて、標準必須特許（SEP：Standard-Essential Patent）やパテントプールのように、標準と特許の組合せにおいては、そのパテントポリシーによって標準の普及や競争力に大きな影響を及ぼしかねないことから、FRAND 条件の運用状況など、標準と特許の関係を注視していく。

（３） 関係者の基本的役割と司令塔機能の強化

国際標準活動の推進に関し、事業者や大学等、国立研究開発法人、規格策定機関や認定機関・認証機関・試験機関など専門組織を中心としつつ、国が基盤整備などを行い、金融機関や国民・NPO とも連携して取り組むことにより、各主体の単独の取組による効果を超えた相乗的な効果を発揮することが期待さ

⁵ 相互承認とは、相互承認の参加機関が、一定の条件を定め、適合性評価（認証）の結果等を相互に認めることを指し、本戦略の国際相互承認においては、以下のようなものを含む。

①政府間相互承認（Mutual Recognition Agreement）：相手国において行われた自国の強制法規の技術基準への適合性評価の結果が自国において行われたものと同等であるとして政府が相互に認め合い、かつ、受け入れるもの（e.g. 日欧 MRA（相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定））

②認定機関間相互承認（Mutual Recognition Arrangement あるいは Multilateral Recognition Agreement）：認定機関相互の認定行為の技術的同等性を認定機関が相互に確認し合い、かつ、適合性評価結果を受け入れるもの（e.g. ILAC（国際試験所認定協力機構）、MRA、IAF（国際認定機関フォーラム MLA））

③適合性評価機関間相互承認：試験・認証の技術的同等性を適合性評価（認証）機関が相互に確認し合い、かつ、適合性評価（認証）結果を受け入れるもの（e.g. IECCEE/CB スキーム、IQNet）

れる。

一方で、領域横断的な標準活動が拡大し、さらに、経済安全保障といった新しい観点から国際標準活動に効果的に取り組むに当たっては、従来の各主体の連携に留まらず、官民一体となり、時には官が活動をリードすることも含めて、オールジャパンで国際標準活動を進めていくことが必要不可欠である。

そのため、官民で連携した形でのモニタリング・フォローアップを実施するとともに、国際標準活動に係る一元的な情報プラットフォームなどを通じて、経済安全保障の観点も加味した本戦略の施策や重要領域・戦略領域の見直し等を議論する司令塔機能の強化を図る。

（事業者・業界団体）

事業者・業界団体は、国際標準活動のメインプレーヤーとして、経営やマーケティングにとって重要なツールであるとの意識改革を徹底させた上で、戦略的に規格・認証を使いこなし、国際標準活動に人材や資金などのリソースを配分することが期待される。

この際、中長期に亘る国際標準活動を行っていくため、組織内における持続的な標準化人材（例えば企業の経営戦略として標準の活用方法を考える人材、規格の原案作成や国際会議での交渉を行う人材、制定された標準の普及に取り組む人材など）の育成・確保を、若手の育成及び組織内での適切な人材評価・キャリアパスの明確化も含めて図っていくことが期待される。

また、試験・認証などの専門サービスの適切な活用を通じて、我が国産業の競争力強化に繋げていくことが期待される。

さらに、国際標準活動に関する積極的な情報開示等により、国際標準活動に取り組む企業に対する投資を促進していくことが期待される。

特にディープテック⁶などのスタートアップ企業においては、国際標準化を通じて全く新しい市場の創出が図られることから、国際標準活動に積極的に関わることが期待される。

（大学等・国立研究開発法人）

大学等及び国立研究開発法人は、国際標準活動のメインプレーヤーとして、研究開発と一体化した形で国際標準活動を実施することが期待される。

この際、中長期に亘る国際標準活動を行っていくため、研究者のボランティアな取組に依存するのではなく、組織としての国際標準活動の適切な評価や、若手研究者を含む標準人材の育成、幅広い教育機会の提供などが期待さ

⁶ 特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術。

れる。

特に国立研究開発法人にあっては、その公的な性格に鑑み、積極的に国際標準活動をリードするとともに、人材育成や教育機会の提供を図ることが期待される。

（専門サービス⁷）

規格策定（標準化）、認証、試験等を行う専門サービスは、標準・認証・試験等に係る専門組織として、事業者・業界団体等への助言や認証・試験サービス提供に留まらず、人材提供やソリューション機能などを通じて、我が国の国際標準活動の底上げを図ることが期待される。

この際、人材確保等を通じて、汎用性・専門性の高い標準化人材の供給源としての機能を果たすことも期待される。

特に認定産業標準作成機関にあっては、迅速な国家規格の策定の役割を果たすことが期待される。また、日本規格協会（JSA）の JSA 規格などの独自規格を通じて、国際標準化への橋渡しの機能を果たすことが期待される。

（金融機関・投資家）

事業会社における国際標準活動の適切な情報開示、特にその活動による中長期的な価値創造のストーリーを前提として、金融機関及び投資家は、国際標準活動を経営戦略の一部として評価した投融資活動を通じて、事業会社等の国際標準活動を後押しすることが期待される。

この際、金融機関・投資家において、事業会社による国際標準活動の経営戦略上の価値を評価することには困難が伴うため、国や事業会社等との協力の下、比較可能な基準に基づいて評価を行うことが期待される。

さらに、金融機関・投資家自身が、金融があらゆる業種のゲートキーパーであり、非財務情報開示などの国際標準化に関与できることも踏まえ、各主

⁷ 本戦略で言うところの「専門サービス」とは、以下のような試験・検査・認証・認定を行う組織・機関を指すものとする。

①試験（testing）：手順に従った、適合性評価（認証）の対象の一つ以上の特定の確定（ISO/IEC17000）

②検査（inspection）：製品設計、製品、プロセス、又は据付けの調査、及びその特定要求事項に対する適合性に対する適合性の確定、又は一般要求事項に対する適合性の専門的判断に基づく確定（ISO/IEC17000）

③認証（certification・適合性評価）：製品、プロセス、システム又は要員に対する第三者証明（ISO/IEC17000）

④認定（accreditation）：適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明（ISO/IEC17011）

体と連携して能動的に取り組んでいくことが期待される。

(国民)

国民は、規格や認証の意義・目的を理解した上で、規格や認証が活用された財・サービス等の消費行動等を通じて、事業者等の国際標準活動を促進することが期待される。

(政府)

政府は、標準が各種政策を推進する一つのツールであるとの認識を徹底した上で、上述の各主体が期待される役割を果たせるよう、これらの各主体による国際標準活動への取組支援や連携促進等を図るとともに、民間では対応困難な基盤整備や普及啓発、国際連携等を実施する。

また、自らの組織における国際標準活動に係る知見や体制強化を図るとともに、自らが実施する研究開発事業において、研究開発の段階から標準化戦略の検討がなされるような運用を行う。公共調達においても、規格や認証が活用された財・サービスの積極調達を通じて、規格や認証の活用を促す。さらに、民間に委ねた場合には国際競争や経済安全保障において後れを取るような場合には、政府が前面に立って国際標準活動をリードする。

加えて、本戦略に基づくモニタリング・フォローアップを適切に実施し、我が国全体の国際標準活動の促進を図る。

第3章 具体的な施策（施策詳細は別表参照）

（１）産学官金の取組の強化

① 経済界・学术界・金融界への働きかけを行う。

経済界や学术界、金融界に対し幅広く国際標準活動の意義を周知し、企業の経営戦略やアカデミアでの研究開発と国際標準活動を一体化していくため、本戦略の概要を作成し、官民によるセミナー等を通じて周知を図るとともに、各省庁が手掛ける国家戦略等に本戦略の内容を盛り込むよう働きかけていく。

また、企業における最高標準化責任者（Chief Standardization Officer：CSO）の設置や統合報告書への記載の更なる慫慂、企業・投資家向けへの理解浸透を図っていく。

さらに、農林水産・食品、地理情報、量子、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤といった個別の分野においても、戦略策定やネットワーク構築を推進する。

② 企業・研究機関・政府の視座をシフトする。

企業経営において国際標準活動を経営戦略と一体化するポテンシャルは大きく、官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じた多様な成功事例や費用対効果等の情報提供を推進する。特に成功事例については、我が国が主導した国際標準が実際に産業界で採用され、市場創出等に繋がった実例を示していく。

また、国立研究開発法人における職員の国際標準活動についての適切な評価を促進し、大学においても研究開発と国際標準活動を早期に組み合わせ、適切に評価するよう働きかける。あわせて、標準化に関する各種学会での発信・実証を踏まえた教育プログラムに取り組む。

加えて、令和6年通常国会で改正された産業競争力強化法において創設した、特定新需要開拓事業活動計画認定制度により、研究開発段階からオープン＆クローズ戦略策定に取り組む、民間企業・大学・アカデミアを支援する。あわせて、研究開発段階からのオープン＆クローズ戦略の検討に係る普及啓発に取り組む。

さらに、標準化活動等で優れた功績を挙げた人材・組織を対象とする表彰を引き続き進めるとともに、情報通信分野、医療機器、農林水産・食品、サービス分野といった個別の分野においても、標準化に繋がる調査支援や表彰を引き続き推進する。

一方で、政府自身においても、国際標準や国内標準が、様々な政策遂行の上で有効なツールであることの認識を徹底すべく、政府内での成功事例を共有するとともに、政府が主体的にリードすべき分野の選定を進めていく。

③ 公共調達・補助金において標準を活用する。

産業標準化法に規定されている日本産業規格の尊重規定⁸などを踏まえ、公共調達や補助金を通じて規格策定や認証取得を促進すべく、公共調達や補助金における規格や認証の、国際機関を含めた国内外での活用状況を把握し、調達等における JIS や JAS をはじめとした国家規格や国際標準などの活用を各省庁において徹底するとともに、その進捗状況を把握する。

④ 研究開発段階から標準化を組み込む。

研究開発が終わった段階で標準化の検討を開始することは時機を逸することになりかねないことから、国による研究開発支援の中に、早期の段階で標準化を組み込むよう各省庁に働きかけるとともに、その進捗状況を把握する。

また Beyond 5G やグリーンイノベーション基金、海上・港湾・航空技術といった個別の分野において、既に研究開発の段階から市場創出等を念頭に抱いた標準化に取り組んでいる場合には、その取組を引き続き推進する。

⑤ 政府支援の実効性を高める。

国際標準活動に対して、限られた政府や民間の資源を効果的に活用（ワイズ・スペンディング）することで、費用対効果を最大化すべく、国際標準化が目的の全部または一部となっている事業については、その効果の分析等を実施する。

（２） 標準エコシステムの強化

① 人材育成システムを強化する。

様々な種類の標準化人材の育成や、多様な人材によるチームの編成が、持続的な国際標準活動においてクリティカルであることから、横断的なデジタルプラットフォームを通じて標準化人材育成を推進する。

また、標準化人材情報 Directory (STANDirectory) の展開、大学・学会のモデルプロジェクトを起点とした横展開、標準化人材のための研修、アカデミアの標準化活動が評価されるための仕組みの構築等に取り組む。

さらに、情報通信分野や医療機器や再生医療等製品、農林水産・食品分野、BIM/CIM や建築分野、航空機の脱炭素化といった個別の分野においても、標

⁸ 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第69条において、「国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たって第二条第一項各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重してこれをしなければならない。」と規定されている。

準化人材に求められるスキルセットやプログラム・カリキュラムの作成と教育を推進する。

② 専門サービスを育成・強化し、その活用を拡大する。

規格策定（標準化）や認証、試験といった標準に関わる専門組織の育成・強化は、大企業のみならず中堅・中小企業やスタートアップ等による国内標準化や国際標準化に向けて、自社組織外の外部人材やサービスの活用の選択肢を提供し、ひいては我が国の国際標準活動の底上げに繋がると考えられる。

特に、中堅・中小企業やスタートアップ等が国際標準化を行うには、専門サービスの人材やサービスを容易に活用できるようにする必要がある。また、大企業においても、その製品・サービスに対し外部の認定・認証プロセスによって透明性を付与することで、更に信頼性を向上させることができる。

このため、こうした専門サービスの見える化を図るプラットフォームづくりを通じて、国内規格や独自規格を含めた規格策定や認証・試験サービスの活用を促すとともに、専門サービスの領域横断的な連携を促進する。また、専門組織と連携して、中堅・中小企業やスタートアップによる標準化活用支援を継続・強化する。加えて、国内の認証機関、試験機関について、海外認証機関との連携や買収の促進等による海外規制対応を進めるとともに、GX-ETS フェーズ2への対応に向けた人材育成や認証業務の抜本的効率化等を通じた強化に取り組む。そのほか、認証機関の潜在的活用可能性の更なる拡大を促進する。加えて、国際相互承認の活用や国内の試験設備等の強化に向けた支援を促進する。

さらに、経済安全保障の観点から、国内の認証機関や試験機関の活用可能性についての分析を行う。

③ 規制・規格・認証を一体的に推進する。

欧州における規制・規格・認証の一体的推進（いわゆる「ニューアプローチ」）は、標準の実効性の確保や柔軟な規制見直し、更には行政側の執行コスト低減に繋がり、国際競争力の強化にも貢献し得る。一方で、法的拘束力を持たない標準のメリットも十分活かされるべきである。

このため、ニューアプローチについて、そのメリット・デメリットの整理を行い、メリットの大きい領域については一体的推進を促す⁹。

⁹ 例えば、介護サービスの質に関わる国際標準化と連動して、現行法制度を踏まえた上でリスク・アプローチに基づく認証スキームの検討が開始されているという事例がある。

(3) 標準戦略の明確化とガバナンス

① 司令塔機能を果たす官民連携の場を設ける。

国際標準の各分野において、関係業界や関係省庁が連携して活動に取り組むことに加え、領域横断的な分野や新興分野、あるいは経済安全保障といった外部性が強く個々の業界等では対応が難しい案件への迅速かつ適切な対応を図るため、領域横断的なモニタリング・フォローアップの評価・分析・情報共有や、戦略の見直しを担う官民連携の場を設けるとともに、官民連携でその事務局機能を強化する。あわせて、政府や民間の海外事務所や在外公館等における官民ネットワークも強化する。

また、情報通信分野、フュージョン、農林水産・食品分野、量子、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤、建設機械分野・建築分野、港湾、航空機の脱炭素化、上下水道、気候変動・循環経済・ネイチャーポジティブといった個別の分野においても、官民連携の継続・強化を図っていく。

② 知見やノウハウ、人材情報を共有・マッチングする仕組みを構築する。

各分野において、関係業界や関係省庁が国際標準活動に関する知見やノウハウ、人材等の情報を共有して取り組むことに加え、多様な領域における国際標準活動の情報や、個別の国際標準の詳細についてはその照会先などを一元的に集約し、必要に応じて領域横断的にノウハウの共有や人材のマッチング等を図るべく、デジタルプラットフォームなどの枠組みを設けることで、オールジャパンでの対応を図る。

また、情報通信分野、フュージョン、農林水産・食品分野、航空機の脱炭素化といった個別の分野においても、官民における情報の共有を図っていく。

③ 省庁間、国・地方間での連携を強化する。

国際標準戦略を推進する省庁で構成される「標準活用推進タスクフォース」等を通じて、各省庁における国際標準活動や、その推進に向けた施策についての情報共有を図り、国際標準に係る政府全体としての効果的な施策の実施に向けた連携を促進する。

(4) 国際連携の強化

① 国際的な標準化人材育成とネットワーキングに取り組む。

人材育成を通じた国際的な仲間作りのため、各分野において、国際的な標準化人材育成に取り組むことに加え、分野横断的な標準化人材育成を図るための連携枠組みを構築する。

また、ISO といった国際標準化組織に留まらず、フォーラム標準などの国際標準化に影響を与える国連機関や国際組織（MDBs（国際開発金融機関）

を含む。)・国際会議への積極参画や主要ポストの獲得、および海外の邦人駐在者との連携協力を推進する。

② 国際相互承認制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する。

我が国の製品やサービスを輸出するに当たって相手国から求められる認証や規制上の手続について、日本企業にとっての利便性・安全性向上や認証機関等の育成、自国のイニシアチブで確立された国際標準の普及、国内標準の他国での国内標準としての組み込みといった観点から、特に、情報通信分野、フュージョン、医薬品・医療機器、農林水産・食品分野・スマート農業分野、航空機の脱炭素化、港湾、自動車、物流、都市モデル、水防災、都市デジタルツイン、貿易及びエコラベルといった個別の分野において、国際相互承認の活用、規制の調和、規格の普及等を促進していく。

③ ASEAN 各国等との連携を強化する。

我が国が過去から蓄積してきた強みを生かし、ASEAN 各国をはじめ同志国との連携強化を図るべく、横断的な連携枠組みを構築する。

また、ISO 地域コーディネータ・IEC 地域事務所及び各国標準化機関との連携や ASEAN の関連会合、APEC 基準・適合性小委員会 (SCSC)、北東アジア標準協力 (NEAS) フォーラム、太平洋地域標準会議 (PASC) への参加等に取り組む。

さらに、情報通信分野 (アジア・太平洋電気通信共同体 (APT))、医薬品・医療機器分野 (アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター)、スマート農業、GHG 削減・吸収技術、スマートシティ、港湾、自動車、マイクロプラスチック、循環経済といった個別の分野においても、地域単位の枠組みや各国との技術協力・連携強化を図っていく。

④ 国際標準の国際会議を日本で開催する。

国際標準に係る国際会議を日本に招致し、又は日本で開催される国際会議において、国際標準を議題とすることで、国際標準活動における日本のプレゼンス向上に加え、産業界・学術界における意識涵養や、国際的ネットワーク作りに繋げる。

また、情報通信分野 (ITU-R) における先行的な取組を着実に推進するとともに、その他個別の分野においても、国際標準に関する国際会議の招致を進めていく。

さらに、ISO や IEC における個別分野の国際会議の招致を進めるとともに、2029 年の IEC 大会の日本招致に向けた具体的な検討を進める。

第4章 重要領域・戦略領域の選定とその取組の方向性

(1) 総論

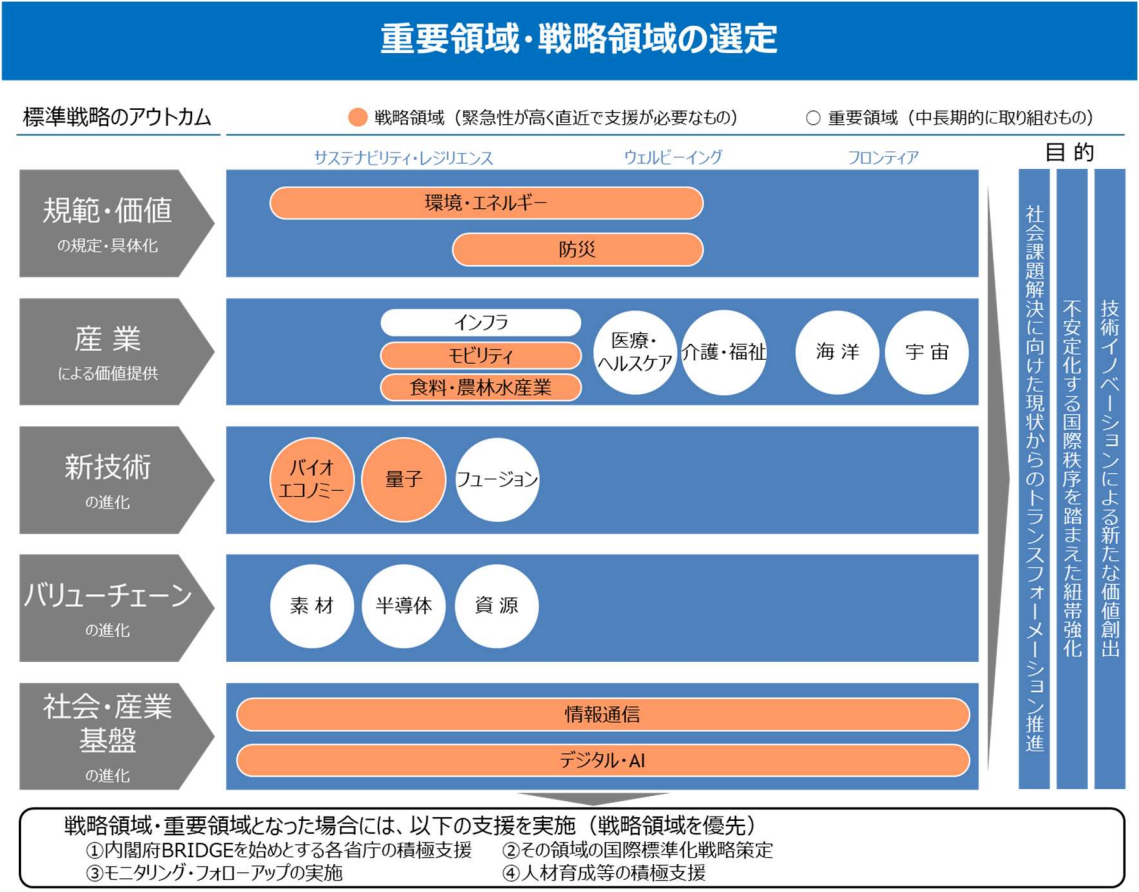
我が国として、国際標準活動における協働を通じて国際的な「社会課題解決」や「市場創出」等を実現し、結果的に国内の社会課題解決や競争力強化にも繋げていく観点からは、「現状からのトランスフォーメーションが求められる分野」や、「世界秩序の不安定化により、国際標準を通じた連携強化が求められる分野」、「技術イノベーションにより既存の業界の壁を越えた新たな価値が生まれる分野」など、国際社会にとって重要であり、かつ、国際標準が当該領域において主要な課題解決策となる領域を選定し、限られた国際標準リソースを集中する必要がある。

今回、各省庁や有識者、民間企業等からの意見聴取を踏まえ、図3及び(2)・(3)のとおり17の重要領域を選定した。さらに、重要領域の中から、その熟度や対応の緊要性を踏まえ、「環境・エネルギー」「デジタル・AI」「情報通信」といった8つの「戦略領域」を選定した。

今後、これらの重要領域・戦略領域においては、官民において、国際標準活動を（戦略領域は直ちに、重要領域は中長期的に）強化するとともに、国内及び国際規格の整備とその普及を目指す。このため、各領域におけるより詳細な国際標準戦略の策定・実行、適切なモニタリング・フォローアップの実施と、国際標準活動を担う人材育成や国際会議への積極的な参加などを図っていくものとする。例えば重要領域・戦略領域のうち、不確実性の高い分野（GX、DX等）など特定の分野においては、国が前面に立って戦略的標準化活動をリードする。また、各戦略領域・重要領域においては、目指すべきゴールに向けて、主要ポストの獲得、国際標準の提案数など、各領域の事情に応じて適切なKPI（Key Performance Indicators：重要業績達成指標）の設定を図るものとする。なお、こうした国際標準に係る重要領域・戦略領域の選定は、当面のものであって、多分に柔軟なものであり、今回選定された重要領域・戦略領域がそのまま固定されるものではなく、今後の官民による国際標準活動のモニタリングや毎年度のフォローアップ、本戦略の中間点検・最終点検を通じて、適宜その加除修正、バージョンアップを図っていく。

今後、重要領域・戦略領域における国際標準活動が、国際社会の課題解決、市場創出に貢献するとともに、結果として我が国のGDPを始めとした経済への貢献や我が国の成長戦略に資するものであるか等の分析が行えるかどうかの検証を行っていく。また、重要領域・戦略領域ごとの分析に加え、ワット・ビット連携¹⁰のように、「デジタル・AI」「環境・エネルギー」「情報通信」などの領域の相互の連携・連結を見越した領域横断的な国際標準の検討・分析も進めていく。

¹⁰効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携



【図 3 重要領域・戦略領域の選定】

（2）重要領域のうちの戦略領域

① 環境・エネルギー（気候変動・エネルギー・GX）

- 2050 年ネット・ゼロ実現目標は、足元では地政学的な観点などによる取組停滞や生成 AI 等によるエネルギー消費量の増大などの逆行要因も顕在化しつつ、中長期的には揺るがない目標。今後、国際社会及び我が国の脱炭素化を通じた安定的なエネルギー供給や経済成長に向けたイノベーション・投資拡大が不可欠。
- この際、我が国としては、トランジション（移行）をベースに、各国の事情に応じた脱炭素化に向けた現実解を示しつつ、我が国の技術や知見で各国のトランジションに貢献する。
- そのため、トランジションといったコンセプトやマネジメント、製造プロセスや製品単位での国際評価手法、GHG 排出量算定・報告やクレジット利用ルール等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：再生可能エネルギー、燃料資源（水素・アンモニア等）、再エネ関連製品（太陽光パネル・蓄電池（リチウムイオン電池、レドックスフロー電池、ナトリウム硫黄電池等））、原子力、エ

エネルギーマネジメントシステム（スマートグリッド等）、省エネ技術（インバーター等）、地域・建物エネルギー利用（ZEB・ZEH、GES 等）、製造プロセスにおける CO₂ 削減（製鉄プロセスにおける CO₂ 削減等）、ネガティブエミッション（海洋における CO₂ 貯留／固定化、CCS／CCUS 等）、CO₂ 利用（メタノール、メタネーション、合成燃料、人工光合成、コンクリート等）、サステナブルファイナンス・カーボンプライシング・カーボンクレジット、GHG（温室効果ガス）排出量推計又は算定にかかる手法・プロトコル等）

【内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

① 環境・エネルギー（自然共生）

- 多くの経済活動が自然資本に依存していることから、生物多様性の損失が深刻化している状況は、経済・社会の持続可能性に対する明確なリスク。そのため、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるという世界目標、いわゆるネイチャーポジティブ目標を実現する経済への移行に向けた国際的な議論が活発化しており、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下「TNFD」という。）等の開示枠組みや目標設定等に関する議論が展開。その一方で、地域固有の生態系の特性を反映した自然資本に関するデータセットは未整備の状況にあることに加え、モニタリング手法、指標設定、活用等が課題となっており、今後、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、循環経済への移行におけるシナジー効果を追求するための枠組み構築が不可欠。
- この際、我が国としては、生物多様性条約や TNFD 等の国際動向と連携しつつ、各国の地域固有性を考慮し、各国との協力によりネイチャーポジティブへの実効的なトランジションに貢献する。
- そのため、自然共生型のコンセプト・マネジメント、関連情報開示に向けた固有の指標やデータセット、ネイチャーポジティブ製品やサービスの普及に向けた製品単位での国際評価手法、自然資本・生物多様性の価値評価・取引ルール等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：生物多様性の保全・再生（OECM 等）、自然資本の保護・再生（水資源におけるセラミック膜処理、UV-LED 処理、窒素リン循環システム等）、バイオテクノロジー、環境配慮型の第一次産業、グリーンインフラ、NbS、Eco-DRR、生態系・生物多様性に係るモニタリング・測定・可視化プロトコル（生態系・生物多様性の観測・評価（指標化含む。）・予測等）、サステナブルファイナンス・生物多様性の価値取引等）

【農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

① 環境・エネルギー（循環経済）

- 資源需要増大を背景とする資源の囲い込み等により資源調達リスクが増大。また、気候変動・カーボンニュートラル、廃棄物処理やプラスチック汚染等の環境問題の課題も継続して対処していくことが必要。こうした課題への対応を資源効率・資源循環のアプローチにより対応しつつ成長機会を創出していく「循環経済」の考え方が世界的に普及傾向。一方で、様々な資源における影響の指標化やデータ化、ビジネスモデル化は途上。
- この際、我が国の高い技術力から派生する資源循環に関する CE ビジネスや、モノの履歴データを活用したサービスの展開とともに、循環性性能の適切な評価を目指した循環性指標の開発や企業の循環経済の取組の情報開示を通じた国際的な循環経済へのトランジションに貢献し、かつ、資源の自律性を確保する。
- そのため、3R 等の資源循環技術、企業連携に関するマネジメント、製品の環境情報等のデータ管理、各製品の実態に沿ったエコデザイン、循環経済に関する規制・制度、循環性指標や情報開示スキーム等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：資源循環技術・設備（3R（リデュース・リユース・リサイクル）技術・設備、焼却技術・設備等）、循環経済型ビジネス（バリュー・ネットワーク、エコデザイン、リメイク、アップサイクル、リマンビジネス等）、再生可能資源・未利用資源等の活用（バイオマス資源等の活用、バイオものづくり、廃食油からの SAF 燃料製造等）、資源循環に係るデータ管理、データプラットフォーム、循環性に係る測定手法・指標化・プロトコル、循環性情報開示スキーム等）

【内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

② 食料・農林水産業

- 世界的な食料需要の増大や食料生産の不安定化、SDGs や環境を重視する動きの加速化などを背景に、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立が必要。また、国際的な食市場は拡大傾向にあり、日本の農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、各国における健康志向の高まりなど、食に求める価値観の多様化が見られる中、これらに的確に対

応し、世界の食料・農林水産業の生産性や付加価値を高めることが必要。

- この際、我が国としては、スマート農業・環境保全型農業に係る技術の海外展開や、高品質・高付加価値の産品、多様でバランスに優れた食の国際的な普及等を通じて、世界及び我が国の持続的な食料供給、食の安全、栄養改善等に貢献する。
- そのため、スマート農業技術、環境保全型農業の要件、高品質・高付加価値の農林水産物・食品の定義・試験方法、食事全体で栄養評価する概念等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：高品質・高付加価値の農林水産物・食品（海外市場を視野に入れた農林水産物・食品、高機能バイオ素材等）、持続可能な農林水産業・食品産業（スマート農業、フードテック・フードチェーン、持続可能な水産養殖、食の栄養評価等）、GHG 削減・吸収ビジネス（森林吸収、水田管理、土壌炭素貯留等））

【消費者庁、外務省、厚生労働省、農林水産省】

③ 防災

- 世界的な気候変動等による自然災害に対する脅威が増加する中、「仙台防災枠組 2015-2030」や「G20 DRR (Disaster Risk Reduction) Working Group」では災害リスクを軽減するための議論・計画が展開。国際社会において、自然災害に備えたインフラの継続的な整備や災害情報の共有、備えを徹底していくことが課題である中、我が国の防災技術を用いた国際的な防災対策への貢献は途上。
- 我が国としては、我が国が有する防災の知見や技術の海外展開を通じて、世界の人命・暮らし・健康・資産に対する災害リスク及び災害による損失の削減を目指す。また、同取組と連携しつつ、国際場裡における防災の主流化を引き続き推進する。
- そのため、防災事前投資を誘導する災害リスクファイナンス、質の高いインフラの要件定義、災害情報を共有するためのデータ規格等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：質の高いインフラ整備・維持管理技術（建築物等の耐震・免振技術、災害に強靱なインフラ建設・工法、老朽化インフラの診断技術や寿命延長技術等）、水防災等の関連サービス（レジリエンス、センサー（観測）、リスク評価、シミュレーション、警報システム、データ連携、災害対策用品、保険サービス）等）

【内閣府（政策統括官（防災担当））、経済産業省、国土交通省】

④ デジタル・AI（デジタル）

- デジタル化は社会の生産性向上や経済成長に不可欠な一方で、サイバー攻撃の増加に伴うセキュリティ確保が不可欠。各国がデジタル技術の革新とルール形成を進める一方で、データ連携のためのフォーマット等の統一や、本人認証やデータの真正性などの信頼性に関わる基盤的なフレームワークは未確立。
- この際、我が国としては、Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通、以下「DFFT」という。）の下で国境を越えた自由なデータ流通を目指し、データ活用の促進やデータ活用環境の整備、安全なデータ流通の基盤構築、我が国が知見を持つ特定分野のユースケースの蓄積等を図り、社会全体の生産性を高め、データ格差を抱える途上国等への支援や協力等を推進していく。
- そのため、相互運用性を確保したデジタル・アイデンティティの運用等について国際的な標準化につながる取組を進めるとともに、データ連携基盤における安全なデータ流通を確保した上でのデータスペース規格や海外データスペースとの連携についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：デジタル公共インフラ、データスペース（ウラノス・エコシステム等）、ロボティクス・スマートマニュファクチュアリング、コンピューターアーキテクチャ（データ連携基盤、IoT含む。）、サイバーセキュリティ・トラスト（DFFT含む。）等）

【デジタル庁、総務省、経済産業省】

④ デジタル・AI（AI）

- AI はあらゆる分野において競争環境を一変させ得る技術であり、国際的に急速な技術革新が進む一方、安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化。各国間の足並みを揃えたAIの活用に資するルール形成や、途上国においてもAI技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が重要。我が国議長下の2023年G7広島サミットにて、生成AIの国際的なルールを検討するため、広島AIプロセスを立ち上げ。安全、安心で信頼できるAIを実現すべく、「全てのAI関係者向けの国際指針」や「高度なAIシステムを開発する組織向けの国際行動規範」の策定など国際的な議論を主導。2025年2月には国際行動規範の報告枠組みの運用を開始。現在、安全、安心で信頼できるAIのグローバルな実現に向けて、広島AIプロセス・フレンズグループも活用し、

途上国を含む国・地域での AI ガバナンスの向上に取り組んでいる。

- この際、我が国としては、社会受容や技術開発を進めるための市場拡大を図り、ロボティクスなどの新たな分野における AI の活用の実現を推進し、国際的な社会課題解決に貢献する。
- そのため、AI の安全性要件や、データ分析及び機械学習に必要なデータ品質、構造、フォーマット、領域特化の AI、人と協業するロボットの普及拡大に資する安全性や運用基準等について国際標準化を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：生成 AI、AI 安全性)

【内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、デジタル庁、総務省、経済産業省】

⑤ モビリティ

- モビリティ分野では、カーボンニュートラルに向けた取組と併せて、DX 関連の積極的な投資による革新が進展。一方で、我が国でも、高齢化による移動難民や物流の人手不足を背景に実証等が進むが、社会実装まで時間がかかる。次世代モビリティ（次世代航空機、次世代船舶、次世代自動車）の技術実装に加え、データ連携基盤や振興技術への規制の整備が不可欠。
- この際、我が国としては、次世代モビリティの安全性・互換性・環境性能の向上を追求し技術普及を促進するとともに、技術開発やユースケース創出、データ整備、環境負荷軽減によって国際社会の経済成長を支える基盤を築く。
- そのため、業者・システム間連携のための物流のデータフォーマット、次世代航空機の開発や市場獲得に向けた安全性・環境性能の要件、次世代船舶の開発や市場獲得に向けた安全・環境基準、鉄道・港湾の性能評価、次世代自動車の車載用蓄電池の安全性試験規格等についての国際標準化を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：次世代自動車（SDV・自動運転・EV・全固体電池等）・次世代航空機・次世代船舶・ドローン、鉄道・港湾、MaaS、物流システム等)

【内閣官房（経協インフラ）、国土交通省、経済産業省】

⑥ 情報通信

- 「Society 5.0」を実現する上で不可欠な次世代情報通信基盤である Beyond 5G について、近年、Beyond 5G を巡る研究開発及び国際標準化における様々な国際的な取組が拡大しているとともに、情報通信ネットワークの自律性や技術覇権を巡る国際的な動向、通信産業界を巡る構造変化等に加え、AI の爆発的普及といった新たな環境変化が発生。
- この際、AI については、今後、社会の様々な現場で利用されることにより、AI が学習・高度化するために必要となるデータ等が発生・流通し、通信トラフィックの増加と消費電力の増大に拍車をかける懸念あり。情報通信ネットワークにおいて、2030 年代の AI 社会を支える低遅延・高信頼・低消費電力な次世代情報通信基盤 Beyond 5G を早期に実現することが重要。
- そのため、我が国が強みを有するオール光ネットワーク分野、非地上系ネットワーク（NTN）分野、無線アクセスネットワーク（RAN）分野等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：Beyond 5G（オール光ネットワーク、NTN、RAN 等）等）

【総務省】

⑦ 量子

- SDGs、脱炭素社会等の社会課題の解決のための量子技術の発展が期待され、国際的にスタートアップも含めた民間企業による量子コンピュータや量子センシング・マテリアル、量子暗号通信の研究開発や産業化のための取組が加速。一方、量子コンピュータは複雑なアーキテクチャであり、特許の取り扱いも含めた国際連携が課題。
- 我が国としては、量子コンピュータ市場においては、アプリケーション（製造業）、ハードウェア（部素材開発）や、付加価値の高いソフトウェア（アルゴリズム）領域、量子暗号通信では、量子鍵配送（QKD）の技術開発、量子センシングでは、利活用を支える技術基盤の充実・強化を進めていく。
- そのため、量子コンピュータではアルゴリズムの性能評価や部素材の規格化等、量子暗号通信ではネットワークプロトコルや QKD 装置の実装安全性認証等、量子センシングでは部素材の性能評価について国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：量子コンピューティング（アプリケ

ーション、ソフトウェア、ハードウェア等)、量子セキュリティ・量子ネットワーク(量子暗号通信・量子ネットワーク)、量子センシング・マテリアル))

【内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)、総務省、経済産業省】

⑧ バイオエコノミー¹¹

- GX や循環経済、ネイチャーポジティブ、食料安全保障等様々な社会課題解決に貢献するものとして、世界各国でバイオエコノミーに関する投資やルール形成が加速。一方で、バイオものづくりは当面は市場となる分野が限定的であり、十分な投資や技術開発が進まないリスクの指摘あり。
- この際、我が国としては、バイオものづくりでの微生物等の改良技術や製造技術の強化とともに、バイオ由来の商品の認知向上を図ることを通じ、国際的なバイオエコノミーの構築に貢献する。
- そのため、バイオものづくりの付加価値のコンセプト化、バイオ製造の安全基準、バイオ製造技術の確立やバイオ由来製品の品質基準や認証等についての国際標準化を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：バイオものづくり・バイオ由来製品のうち微生物・細胞設計プラットフォーム技術、微生物大量培養、発酵等の生産技術や関連の測定技術、環境負荷低減効果等の評価法等)

【内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)、文部科学省、農林水産省(林野庁)、経済産業省、環境省】

(3) 重要領域

⑨ 介護・福祉

- 先進国を中心に途上国においても高齢化が進む中、世界に先駆け、「人生100年時代」が迫る課題先進国として、その知見や技術による国際社会に対する貢献が期待。介護サービスの需要も高まっており、介護の量と質の両立が重要な課題。更に今後、世界各国で介護需要の拡大が予測される中、介護人材不足の解決が不可欠。
- この際、我が国としては、健康寿命の重要性の周知とともに、福祉機

¹¹ ここでは主にバイオものづくりやバイオ由来製品を対象とし、持続的生産システムは食料・農林水産業、バイオ医薬品は医療・ヘルスケアで扱う。

器や介護の知見の共有や、福祉機器等の普及を通じて、国際社会における高齢社会および障害福祉への対応に貢献する。

- そのため、質や安全性の基準化を通じた質の高い介護サービス、福祉器具の使用方法等のガイドライン、サービスロボットなどの介護テクノロジーの安全・品質評価等についての国際標準化を進めていく。

※なお、介護・福祉については、国際的には介護サービスの質に関する認識の醸成から始めるべきであることに留意

(※取組の対象となり得る個別分野：介護サービス、障害者の福祉用具、介護テクノロジー等)

【こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】

⑩ インフラ

- 国民生活と経済活動の重要基盤であるインフラについては、近年世界各国で、環境配慮型のグリーンインフラや、データ駆動型インフラマネジメントが進行。持続可能かつ効率的なインフラ整備の実現のためには、インフラ維持管理のための資源やノウハウ、法制度、人材不足等の課題を解決することが不可欠。
- この際、我が国としては、O&M¹²等の長期的な取組も含め、各国の事情に応じたインフラサービスの提供を行うことで、効率的なインフラ構築をグローバルに目指す。
- そのため、我が国の技術の利用に適したデータフォーマットや利用ガイドライン、基盤システムと防災技術との連携による災害対応スマートシティの構築、建設生産・管理システムの効率化に向け、BIM/CIM¹³の基準・要領、3D都市モデル¹⁴等についての国際標準化を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：位置情報・地理空間情報、インフラ基盤（道路、港湾、上下水道等）、建設機械、BIM/CIM、スマートシティ・都市開発、地方創生（インフラ整備に関わるもの）等)

【内閣官房（経協インフラ）、内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、外務省、国土交通省】

¹² Operation and Maintenance(運営維持管理)

¹³ Building/Construction Information Modeling, Management

¹⁴ 国内で整備・活用を進めている3D都市モデルの分野に関して、地理空間情報の標準化に取り組んでいる国際標準団体と連携し、新たな標準の策定への協力を図っている。

⑪ フュージョン¹⁵

- フュージョンエネルギーは、気候変動・エネルギー安定供給への同時解決策として世界的に注目。各国が政府戦略や ITER 等の国際連携を通じて開発に取り組む一方、複雑なアーキテクチャで技術的な難度は高く、効率的な炉の開発・製造、発電効率の向上、安全基準の整備が課題。
- この際、我が国としては、コンポーネント製造・部素材の供給を起点としつつ、多様な炉型の開発への関与、安全性確保によりフュージョンエネルギーの実装に貢献する。
- そのため、フュージョンエネルギーの安全性・有用性に係る概念形成や安全基準、核融合炉の設計・建設規格、部素材の材料規格、溶接規格や品質試験規格、トリチウムの管理・測定機器・安全管理システム等についての国際標準化を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：フュージョンエネルギー（プラズマ物理・放射線・ブランケット、燃料サイクル、熱輸送・発電、超伝導・磁場技術、材料・部素材))

【内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）、文部科学省】

⑫ 宇宙

- 人類の活動領域が宇宙へ拡大する中、宇宙システムを用いた防災や次世代通信サービス等への応用性から、宇宙活動の担い手が官主導から官民共創へと広がり、世界的に商業宇宙活動が活発化。更に、安全保障の観点からも重要な分野。宇宙産業基盤拡大や地球上の課題解決に向け、宇宙での技術革新や事業環境整備が不可欠。
- この際、我が国としては、衛星製造技術やノウハウ、宇宙ソリューションサービス提供を軸に宇宙産業基盤の拡大を通じ、国際協調のもと宇宙開発に貢献する。
- そのため、協調的な宇宙開発に向けた安全基準等の規範、スペースデブリの発生防止等についての国際標準化を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：宇宙機器（小型衛星を含む）、衛星データ、新たなサービス（資源開発、輸送、スペースデブリ回収等))

¹⁵ ここでは核融合によって放出されるエネルギー（フュージョンエネルギー）の電力などとしての利活用に係る領域を指す。

【内閣府（宇宙開発戦略推進事務局）、文部科学省、経済産業省】

⑬ 半導体

- デジタル化が進展した現代社会において、半導体はあらゆる産業に必要な基幹部品であり、その重要性は今後も高まり続ける見通し。更に、生成 AI や量子コンピュータ等を通じた情報処理の飛躍的拡大により半導体需要が更に拡大する見込み。こうした中、地政学的な観点からのサプライチェーン上のリスクや、環境負荷低減のための省エネ化や省資源化も大きな課題。
- この際、我が国としては、半導体生産基盤を強化しつつ、我が国が技術を有するパワー半導体や部素材・製造装置等において、性能向上と環境負荷低減の両立等を進め、世界の半導体の安定供給に貢献する。
- そのため、エネルギー効率や環境に配慮した半導体性能要件・製造要件や、半導体の試験・評価手法、真正性保証等について国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：ロジック半導体・メモリ半導体・パワー半導体等、部素材、製造設備等）

【経済産業省】

⑭ 素材

- SDGs への意識が高まる中、持続可能な社会の実現にマテリアルの革新は不可欠。一方で、世界的なマテリアルのニーズの多様化に対応するために、短期間での効率的な製造が課題となっており、持続可能かつ効率的なモノづくりに向けた、データ駆動型の開発効率化や環境に配慮した事業フローの改善が必要。
- この際、我が国としては、研究開発の効率化や環境配慮型の製造プロセスへの最適化により、マテリアルの高性能化や多様なニーズへの対応を可能とするとともに、グローバルでの環境に配慮したモノづくりを支え、世界の社会課題解決に貢献する。
- そのため、持続可能なモノづくりに関する規格と機能性材料等の計測手法や品質評価、データ駆動型の研究開発への移行を見据えたデータ規格等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：革新素材（炭素繊維、超高性能セラミックス、セルロースナノファイバー、永久磁石、次世代元素、レアメタ

ル／レアアースフリー等、マテリアルインフォマティクス・プロセスインフォマティクス（オペランド計測を含む。）等）

【文部科学省、経済産業省】

⑮ 資源

- 昨今、世界ではカーボンニュートラルへの取組の進展に伴うグリーン製品の需要が拡大しており、それらの製造には鉱物資源が不可欠。一方で、各国では「責任ある調達」が求められ、供給元の管理・トレースが強化されるとともに、多くの鉱物資源のサプライチェーンが特定国に集中しており、安定供給の確保が課題。今後、持続可能な鉱物資源の利用のためには、採掘・リサイクル技術の高度化や環境配慮型の資源開発技術の発展が不可欠。
- この際、我が国としては、鉱物資源の安定確保を推進する一方で、持続可能性に配慮したものづくりにより、各国での持続可能な鉱物資源の活用を目指す。
- そのため、持続可能なモノづくり規格や、省資源・代替材料を使用した部品の品質評価等の国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：レアアース、レアメタル、ベースメタル、持続可能な原材料・サプライチェーン）

【経済産業省】

⑯ 海洋

- グリーンエネルギーや関連技術の需要が高まる中、各国で海洋資源の開発が注目されている。今後、資源の安定供給に向けては、例えば、シーレーン沿岸国との海洋安全保障分野での協力を促進することが必要。
- この際、海洋資源の持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮した積極的な開発及び利用を促進する。
- また、より高度な航海機器の導入により、海上人命安全や経済安全保障につなげることを目指す。そのため、特に航行上の安全確保に関しては、VDES の性能・技術基準等についての国際標準化を進めていく。

（※取組の対象となり得る個別分野：海洋資源（生産技術、調査技術、自律型無人探査機（AUV）等）、航行安全（VDES 等））

【内閣府（総合海洋政策推進事務局、科学技術・イノベーション推進事

務局)、経済産業省、国土交通省】

⑪ 医療・ヘルスケア

- 我が国のみならず世界でも高齢化や医療サービス需要の拡大が進んでおり、持続可能な社会保障や経済的な観点からも、医療・ヘルスケアを通じた健康寿命の延伸が不可欠。医療の分野においては、医薬品や検査コード、データ規格等が国際標準化に対応できていないために、医療システムの国際展開・国際協力に課題あり。
- この際、我が国としては、医療 DX により個人情報を守りつつ、医療データを有効活用できる基盤を整備するとともに、我が国の創薬ツール・プロセスの高度化や医療技術・医療機器の共有を通じて各国の医療サービスの向上と健康寿命の延伸を目指す。
- そのため、医療データの相互運用性やデータ二次利用、ウェアラブルデバイスなどの医療技術・医療機器の性能規格の国際標準化を進めるとともにバイオ創薬を始めとする医薬品・医療技術に関わるガイダンス・規制の調和を進めていく。

(※取組の対象となり得る個別分野：医療技術（再生医療、ニューロテック・ブレインテックを含む）、医薬品（バイオ医薬品を含む）、医療機器、デジタルヘルス（個別化医療・精密医療・データ連携等）等）

【内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

第5章 モニタリング・フォローアップの実施と戦略の見直し

（１） 国際標準化活動のモニタリングと官民での適切な共有・対応

国際標準化活動において、国際社会や我が国に重要な影響を及ぼすものなどについて、定期的にモニタリングを実施し、その結果を官民で適切に共有し、適時適切な対応を図ることとする。

具体的には、以下の施策を講じる。

- 今後国際標準化が見込まれる国内のニーズ・シーズについて、科学技術・イノベーションや政策動向を踏まえた把握を、官民及び内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）において推進する。
- 本戦略で設定した重要領域・戦略領域における国内外の国際標準活動と、そのグローバルな実装の実態把握を、官民及び事務局において推進する。
- 国内外の経済・社会におけるトレンドを踏まえ、既存の重要領域・戦略領域に留まらず、今後我が国として取り組むべき新たな国際標準活動の探索を、官民及び事務局において推進する。
- 国際標準活動における連携・協働の観点から、欧州・中国・アメリカといった標準先進地域・国の取組の実態把握や、グローバルサウス等、今後パートナーとなり得る地域・国の課題やニーズ把握について、官民及び事務局において推進する。
- 加えて、民間において収集された国際標準化と認証も含むその実装に関わる情報について、その取扱いに十分に留意した上で、情報の共有を依頼する。
- 事務局においては、国際標準化のニーズ・シーズ把握や、今後我が国として取り組むべき新たな国際標準活動の探索の方法論や情報収集の仕組みの検討を継続的に進める。

これらのモニタリング結果については、取扱いに十分留意した上で、官民連携の場や、デジタル上の情報連携基盤などの場を通じて、官民の関係者に適切に共有し、国際会議への積極対応や人材の融通など、官民連携によるアジャイル（俊敏）な施策・取組に活用する。

（２） 施策と重要領域・戦略領域のフォローアップ

今回取りまとめた各省庁の施策や重要領域・戦略領域については、毎年度のフォローアップ（PDCA サイクル）を通じて、その進捗を確認するとともに、施策について、早期のKPIの達成や、逆に取組の不足等があれば、KPIや取組の深掘りを求めることとする。

具体的には、以下の施策を講じる。

- 本戦略に記載された施策については、KPI等に照らして、担当省庁に対

して進捗状況や達成状況の報告を求め、有識者による評価を行う。この際、既に担当省庁で別途フォローアップを行っている場合には、当該成果を最大限活用する。また、担当省庁は、その担当施策において、可能な限りの KPI の設定や定量化を継続的に検討する。

- 重要領域・戦略領域については、その領域において KSF（Key Success Factor: 重要成功要因）となり得る国際標準活動のプレイヤーやその主要論点・取組、具体的な取組や期待される成果物・タイムラインなどについて、関係省庁や関係業界の協力を得ながら、事務局において進捗状況の報告を行う。
- 加えて、民間における国際標準活動についての活動報告が行われている場合、取扱いに十分に留意した上で、その報告の共有を依頼する。
- 事務局においては、市場創出や競争力強化、社会実装等の観点からの企業や業界単位での KPI 設定のための方法論の検討を継続的に進める。

これらの進捗状況については、官民連携の場や、有識者会合等において報告し、定量的・定性的な評価を行い、同評価に基づく取組を関係者に求めることとする。

また、上記の報告・評価の結果のうち、グローバルな課題解決のための我が国の国際標準活動については、毎年度の知的財産推進計画に盛り込むなどして、対外的な発信を図っていくこととする。

（３） モニタリング・フォローアップ体制

官民で連携して適切にモニタリング・フォローアップを行うために、第３章.

（３）①の司令塔機能の一部として、官民による会議体での対応を検討する。具体的には、本戦略を踏まえ国際標準活動を官民連携で進めるための領域横断的な議論の場を設置し、その場にモニタリング・フォローアップ実施の機能も備える。産業界、学术界、国研、専門サービス、省庁など、幅広いステークホルダーが参加することを検討する。

合わせて、適切なモニタリング・フォローアップに向けた情報共有や、ノウハウの共有、我が国の国際標準に係るエコシステム強化、産学官の取組促進に資する情報共有基盤としてのデジタル上のプラットフォームの構築及び普及を検討する。

（４） 戦略の見直し

各省庁の施策や重要領域・戦略領域については、毎年度のフォローアップの報告・評価の結果を踏まえつつ、2027 年度に中間点検、2029 年度に最終点検を行い、本戦略における施策や重要領域・戦略領域をアジャイルに見直し、本戦略を改定していく。

「新たな国際標準戦略」に関する施策一覧

本資料は、「新たな国際標準戦略」を実現するため、各省庁が実施する個々の施策について、可能な限り KPI を設定することを前提に、施策分類ごとに、表形式で示した資料である。

本資料については、国際標準戦略部会等において実施するフォローアップの対象とし、フォローアップの結果等を踏まえ、毎年度の知的財産推進計画において適宜報告を行うとともに、必要な見直しを図る。

※KPI については、2025 年度～2029 年度までの間で設定することとしている。

(1) 産学官金の取組の強化

施策小分類	省庁	施策	KPI
①経済界・学术界・金融界への働きかけを行う。	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	本戦略概要版の作成・頒布・発信（英語版を含む）。	R7.7 までに概要作成及び HP への掲載・R7 年度中に頒布・発信／関係省庁とも連携した官民セミナーの開催／以後も継続的に発信
		本戦略の内容を他の国家戦略や制度でも盛り込んでもらうよう各省庁へ働きかけ	本戦略を踏まえつつ国際標準化活動の記述を盛り込んだ政府の戦略・計画等の数
		官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じ、個別分野の取組を活用しながら、多様な成功事例や費用対効果等の情報を共有、企業や研究機関の視座シフトを啓発、人材育成にも貢献	R7 年度中に官民連携の場を立ち上げ、標準化活動による売り上げ拡大効果や費用対効果、標準化人材のキャリアパス等に係る情報や事例収集を行い、官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じて発信
	農林水産省	農林水産・食品分野における国際標準戦略の策定	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
		農林水産・食品分野にお	農林水産物・食品の輸出

		いて、国際標準化活動に係る国内ネットワークを構築する。	額の拡大（5兆円（2030年まで））
	経済産業省	民間企業における最高標準化責任者（Chief Standardization Officer：CSO）の設置や統合報告書記載の更なる遡源、企業・投資家向けへの理解浸透の加速、市場形成力指標の改善に取り組む。	令和7年度末までに調査で得られた知見を政策検討に活用する。
		量子、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤について、パイロット分野として、政府がリードして戦略的標準化活動を推進する。	各分野での国際標準化戦略の検討の進捗
	国土交通省	ISO/TC211（地理情報）での国際標準の動向と国内適用に向けた調査（継続）	JPGIS 公開サイトの閲覧数
②企業・研究機関・政府の視座をシフトする。	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じ、個別分野の取組を活用しながら、多様な成功事例や費用対効果の情報等を共有、企業や研究機関の視座シフトを啓発、人材育成にも貢献（再掲）	R7年度中に官民連携の場を立ち上げ、標準化による売り上げ拡大効果や費用対効果、標準人材のキャリアパス等に係る情報や事例収集を行い、官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じて発信
		各省庁から国研に対し、国研における職員の国際標準化活動の適切な評価を促すよう働きかける。	職員に対して標準化活動の評価を導入している国研数／国内外における標準化人材の評価の好事例取りまとめ

		ニーズ・シーズ等のモニタリングを通じて、政府が主体的にリードすべき分野の選定を行う。	毎年度モニタリングを実施し、その結果を関係省庁等に共有する。
	総務省	情報通信分野における国際標準化活動等に貢献した個人や団体に対する表彰を実施	—
	厚生労働省	大学等に対し、日本発の革新的な医療機器等の有効性・安全性に係る評価方法等を策定・確立するための研究課題を支援するとともに、本事業による支援課題を含め規格化のための活動を行う ISO/IEC 等の国内審議団体等に対し、審議参加国等への対応に係る調査費等を支援する。	大学等に対し、R11 までに新規課題を合計 5 課題以上支援する。国内審議団体等に対し、R11 までに合計 10 団体以上支援する。
	農林水産省	農林水産・食品分野における国際標準戦略の策定（再掲）	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
		農林水産・食品分野において、国際標準化活動に係る国内ネットワークを構築する（再掲）。	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
	経済産業省	民間企業における最高標準化責任者（Chief Standardization Officer：CSO）の設置や統合報告書記載の更なる促進、企業・投資家向けへの理解浸透の加速、市場形成力指標の改善に取り組む（再掲）。	令和 7 年度末までに調査で得られた知見を政策検討に活用する。
		グリーンイノベーション基金等研究開発プロ	プロジェクト参加者における標準化戦略等の

		ジェクトの標準化戦略 フォローアップや、特定 新需要開拓事業活動計 画認定制度等を通じた オープン＆クローズ戦 略の推進に取り組む。	策定状況、体制構築状 況、産競法に基づく認 定、実証事業の実施
		標準化活動等で優れた 功績を挙げた人材・組織 を対象とする産業標準 化事業表彰に取り組む。	—
		サービス分野における 標準の戦略的活用のため、新規案件開発と環境 整備を推進する。	サービスの標準化に関 する検討の場の開催
③公共調達・補助金にお いて標準を活用する。	内閣府（知的財産戦略推 進事務局）	公共調達や補助金にお ける標準の国内外での 活用状況を把握した上 で、公共調達における標 準活用を促す。	R7 年度中に公共調達や 補助金における活用状 況を調査／各省の調達 状況を把握
	厚生労働省	全国医療情報プラット フォームの構築（電子カ ルテ情報共有サービス・ 標準型電子カルテの開 発等）、医療等情報の二 次利用推進を通じ、一次 利用から二次利用、患者 還元まで円滑な医療情 報の活用に向けて国際 規格と効率的・効果的に 連携できる環境を整備 する。	—
④研究開発段階から標 準化を組み込む。	内閣府（知的財産戦略推 進事務局）	グリーンイノベーショ ン基金等の先行事例を 踏まえ、各省庁における 研究開発段階での標準 化支援を促す。	R7 年度中に、国際標準 化活動を要件に組み込 んでいる競争的資金等 での優良事例を取りま とめ／各省庁において 国際標準化活動を要件 に組み込んでいる競争

			的資金等の数
	内閣府(知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、政策統括官(経済安全保障担当))、総務省、経済産業省、関係省庁	民間事業者等に対して社会実装戦略、国際競争戦略及び国際標準戦略の明確な提示とその達成に向けた取組について経営層のコミットメントを求める、事業運営やフォローアップ等の仕組みを導入する。 今後とも試行的な運用を含めた取組を推進し、以下の研究開発事業を先行事例として、関係省庁において導入範囲を拡大する。また、取組過程で得られたノウハウについて、関係省庁における技術評価に関する制度や運用等も活用して、以下の研究開発事業以外にも横展開を図る。 ➤ グリーンイノベーション基金事業 ➤ 革新的情報通信技術 (Beyond 5G(6G)) 基金事業 ➤ ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業 ➤ SIP(戦略的イノベーション創造プログラム) 第3期事業 ➤ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業 ➤ バイオものづくり	—

		革命推進事業 ➤ 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) による研究開発事業	
	総務省	革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業により、社会実装・海外展開に戦略的に取り組む民間事業者の研究開発・国際標準化活動に対して支援を実施する。	ステージゲート評価を受け、着実に進捗していると認められたプロジェクト数
	文部科学省	材料分野における計測手法などに関する国際標準化に向けた前段階の取組（プレ標準化）を物質・材料研究機構 (NIMS) 等が実施	—
		国際標準戦略に係るデータの規格化に資する知見創出の取組として、体系的なマテリアルデータの収集・蓄積・活用までを一体的に推進する。	—
	文部科学省、経済産業省	高温ガス炉分野において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (JAEA) とともに、国際連携を通じて国際標準化活動の強化を図る。	—
	厚生労働省	医療・ヘルスケア分野において、国立大学法人九州大学 医療情報学講座とともに、医療機関の持つ医療情報交換/デー	①大手グローバル自動車企業と草案完成 (R7)、パイロットの実施 (R10)、②ISO/TC215 における技術仕様草案完

		タ表現と個人の持つ医療データ連結の国際標準化においてイニシアチブを担い、最終的にはビジネスモデルの確立を図る。	成(R9)、③CDISCにおいて2疾患領域のPHR項目を設定し国際化する(R9)、④研修参加者20名、OJT参加者2名(R10)
	経済産業省	グリーンイノベーション基金等研究開発プロジェクトの標準化戦略フォローアップや、特定新需要開拓事業活動計画認定制度等を通じたオープン＆クローズ戦略の推進に取り組む(再掲)。	プロジェクト参加者における標準化戦略等の策定状況、体制構築状況、産競法に基づく認定、実証事業の実施
	国土交通省	スタートアップ等による交通運輸技術に係る国際標準形成等に向けた戦略策定等を支援することにより、国際標準化活動の強化を図る。	—
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所において、研究計画の企画立案段階から研究成果の国際基準・標準化を念頭に研究を実施するとともに、国際海事機関(IMO)、国際民間航空機関(ICAO)、国際標準化機構(ISO)、国際航路協会(PIANC)等への国際基準案の提案書作成等に対して関与し、国際標準化活動に貢献する。	国際基準・国際標準に係る会議参加数

	環境省	ブラックカーボン（以下「BC」という。）測定器 COSMOS の濃度スケールに規格化された過去約 30 年間の北極 BC 標準データセットを構築し、国際的に広く公開・提供する。また、COSMOS を改良し、北極域を代表する 4 観測地点における長期安定観測網を国際共同研究の枠組みにおいて実現する。	COSMOS 以外の BC 測定器により過去最長 30 年間に得られた北極 BC データについて、令和 10 年度末を目処として COSMOS を基準とした値に規格化・標準化する。
⑤ 政府支援の実効性を高める	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	国際標準化活動が要件や目的の一部となっている国の支援措置についての効果を分析する。	—
		我が国における国際標準化活動を後押しするための制度について、他国の事例も参考にしつつ検討する。	—
	厚生労働省	医療・ヘルスケア分野において、医療機関の持つ医療情報交換/データ表現と個人の持つ医療データ連結の国際標準化において、イニシアチブを担い、最終的にはビジネスモデルの確立を支援する（再掲）。	国際会議出席のための旅費等の支援強化を通じ① ISO/TC215 における技術仕様草案完成（R9）、② CDISC において 2 疾患領域の PHR 項目を設定し国際化する（R9）、③ 国際会議においてプレゼンスを発揮するための人材育成の実施（研修参加者 20 名、OJT 参加者 2 名（R10））

(2) 標準エコシステムの強化

施策小分類	省庁	施策	KPI
①人材育成システムを強化する。	内閣府(知的財産戦略推進事務局)	官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じ、個別分野の取組を活用しながら、企業や研究機関の視座シフトを啓発、人材育成にも貢献(再掲)	R7 年度中に官民連携の場を立ち上げ、標準活動による売り上げ拡大効果や費用対効果、標準化人材のキャリアパス等に係る情報や事例収集を行い、官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じて発信
		各省庁から国研に対して、国研が職員の国際標準化活動の適切な評価を促すよう働きかける(再掲)。	職員に対して標準化活動の評価を導入している国研数/国内外における標準化人材の評価の好事例取りまとめ
	総務省	情報通信分野における国際標準化活動の持続的推進を支える人材基盤の強化のため、標準化人材に求められるスキルセットを活用した教育プログラムによる人材育成に取り組む。	標準化人材スキルセットの作成、教育手法(講習カリキュラム等)のプロトタイプ作成、事業モデルの設計
		情報通信分野における国際標準化活動の持続的推進を支える人材基盤の強化	・ITUでの民間人材基盤強化:調査者の人数,調査者の関連会合の参加回数,調査者が編集や作成に携わった文書数 ・大学・スタートアップ・中小企業や若手等の民間人材基盤強化:新規派遣者となる調査者の数,国際標準化の新規提案数

	厚生労働省	大学等に対し、日本発の革新的な医療機器等の有効性・安全性に係る評価方法等を策定・確立するための研究課題を支援するとともに、本事業による支援課題を含め規格化のための活動を行う ISO/IEC 等の国内審議団体等に対し、審議参加国等への対応に係る調査費等を支援する（再掲）。	大学等に対し、R11 までに新規課題を合計 5 課題以上支援する。国内審議団体等に対し、R11 までに合計 10 団体以上支援する。
	農林水産省	農林水産・食品分野において、国際標準化活動に対応可能な人材を育成する。	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
		農林水産・食品分野において、国際標準化活動に係る国内ネットワークを構築する（再掲）。	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
	経済産業省	標準化人材情報 Directory（STANDirectory）の展開、大学・学会の標準化モデルプロジェクトを起点とした横展開、標準化研修の開催に取り組む。	STANDirectory の活用、学会等での標準化関連のシンポジウム、セミナーの開催、標準化人材育成のための研修の開催
	国土交通省	BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) や関連する国際標準に係る研修等を実施することで、BIM/CIM を活用した業務の管理及び統括、履行できる人材育成の推進を図る。	BIM/CIM に関する基礎的な知識の習得、設計・施工・維持管理段階毎におけるデジタルデータの活用目的や有効性の理解、ソフトウェアを業務改革実現のツールとして活用するための専門知識の習得と技術力

			の向上を図る研修を実施（2026 年度目標：年間 3,400 人）
		建築分野において、国土技術政策総合研究所と国立研究開発法人建築研究所が、企業・大学等と連携し国際標準化を見据えた研究・開発を推進、国際標準化活動の持続的推進を支える人材基盤を強化	建築分野における国際標準化活動を持続的に支える専門人材の ISO 原案作成等への参画（TC/SC/WG、国内委員会への参画）
		産官学が連携し（「航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会」、航空機の脱炭素化に向けた環境新技術（電動化、水素化、軽量化・効率化）に関する国際標準化を図るとともに、そのための国内連携の母体となる国内協議団体の設置・基盤強化及び人材育成を図る。	航空機・装備品産業における国内協議団体の R7 年度末までの設立、上記国内協議団体の参加企業数、国際標準化機関の委員会等の参加者数
②専門機関を育成・強化し、その活用を拡大する。	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	企業と規格・認証・試験・支援機関のミスマッチ解消を図り、規格策定や認証・試験サービスの活用を促すべく、既存の取組も活用しながら、規格・認証・試験・支援機関の提供サービスの見える化・マッチングを図るプラットフォームの検討を行う。	R7 年度中に、既存のプラットフォーム調査等を行い、ニーズを把握し、プラットフォームの構築に着手する。
		既存の取組も活用しながら、規制当局、規格・認証・試験・支援機関の	R7 年度中に、各専門機関や企業等のニーズ調査を行い、連携の在り方

		分野横断的な連携を促進する。	を示す。
		経済安全保障の観点から、国内に入ってくるサービス等についての認証機関、試験機関の活用可能性を検討する。	—
	農林水産省	国際的に通用する認証の枠組みの整備（JASaff と IAF 及び APAC との国際相互承認締結）	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
	経済産業省	認証機関の潜在的活用可能性の更なる拡大、企業における認証活用の促進に取り組む。	認証の活用の在り方に関する検討の場の開催
		国内の認証機関について、海外認証機関との連携等による海外規制対応を進めるとともに、GX-ETS フェーズ2 への対応に向けた人材育成や認証業務の抜本的効率化等を通じた強化に取り組む。	認証の活用の在り方に関する検討の場の開催
		中堅・中小企業やスタートアップによる標準化活用支援（標準化活用パートナーシップ制度、新市場創造型標準化制度）の継続・強化	セミナーの開催
	③規制・規格・認証を一体的に推進する。	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	規格策定・規制引用・認証の一体的推進することのメリット・デメリットの整理を行い、メリットの大きい領域を提示し、一体的推進を促す。
			我が国の法律に引用されている国家規格の数・割合

	厚生労働省	中国が主導する国際標準化機構（ISO）の中医の国際標準化（漢方・鍼灸）を検討する委員会（TC249）において、国際標準に係るこれまでの科学的根拠の収集や知見の創出などの成果・データを集積しながら、今後の国際標準化に資する検討を行う。	—
--	-------	--	---

（３）標準戦略の明確化とガバナンス

施策小分類	省庁	施策	KPI
①司令塔機能を果たす官民連携の場を設ける。	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	既存の取組や民間とも連携しながら、フォローアップ／モニタリングへの支援・司令塔としての「官民連携の場」を設置する。あわせて、官民の在外事務所のネットワークを構築する。	R7 年度中に官民連携の場を立ち上げ、フォローアップ／モニタリングを開始 R7 年度中に官民の在外事務所のネットワークを立ち上げ
	内閣府（政策統括官（経済安全保障担当））	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき設置された官民の協議会（以降設置される協議会を含む）において、個別のプロジェクトの状況、協議会の議論等を踏まえ、必要に応じ国際標準化及びその支援方策の検討を図る。	—
	総務省	Beyond 5G に関する知財・標準化活動について、民間企業の経営戦略の下で戦略的に推進さ	産学官連携の取組を実施／セミナー等の情報発信を実施

		れることを目的に設置した「Beyond 5G 新経営戦略センター」において、情報通信分野の国際標準化・知的財産に関する産学官連携の促進と意識啓発・情報発信に係る活動を展開する。	
	文部科学省	フュージョンエネルギー分野において、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）とともに、産官学及び国際連携を通じて、国際標準化活動の強化を図る。	（KPI）フュージョンエネルギー分野における国際標準化に関して、R8までに以下の達成を目指す。 国際規格案の骨子を完成させる。 ITER 機器の設計・製作経験及び最新の知見に基づく規格の合理化・最適化案を策定する。 主要機器である超伝導コイル構造規格の国際標準化の審議を開始、真空容器の構造規格の原案作成に着手する。 ウェビナー、技術体験・講習会、学会・セミナー活動、国際機関との交流、メディア等を活用した人材育成プログラムを策定する。 人材育成スキームを構築し、国際機関などへ人材を派遣する。 国際規格の策定に必要な根拠データを取得するための試験計画や試験実施体制を含めた環境整備計画を構築する。

			合わせて、既存装置を活用した根拠データ取得を進める。 (KPI) R9～R11 は、上記の成果を踏まえて超伝導コイルなどの主要機器の建設規格の国際標準化を進め、フュージョンエネルギーシステムの建設活動に反映する。 人材育成プログラムを継続し、研究者や技術者に加えて、国際的な経験を持つプロジェクト全体を俯瞰して国際標準化を推進できるマネジメント人材を創出する。 既存の試験設備による国際標準化の技術的根拠となるデータ取得を継続するとともに、新たな試験設備などの環境整備を行い、根拠データや工学データの取得を加速する。
	農林水産省	農林水産・食品分野において、国際標準化活動に係る国内ネットワークを構築する（再掲）。	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5 兆円（2030 年まで））
	経済産業省	量子、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤について、パイロット分野として、政府がリードして戦略的標準化活動を推進する（再掲）。	各分野での国際標準化戦略の検討の進捗

	国土交通省	建設機械分野において、国内審議団体とともに建設機械の DX・GX に関する我が国の産学官協働体制の強化等を一体的に推進し、国際標準化活動の強化を図る。	建設機械の DX・GX に係る標準化戦略を R8 までに策定する。
		建築分野において、国土技術政策総合研究所と国立研究開発法人建築研究所が、企業・大学等と連携し国際標準化を見据えた研究・開発を推進、国際標準化活動の持続的推進を支える人材基盤を強化	建築分野における国際標準化活動を持続的に支える専門人材の ISO 原案作成等への参画（TC/SC/WG、国内委員会への参画）
		港湾及びターミナルに関する国際標準化について諸外国の動向を踏まえ、我が国の港湾分野での国際標準化に関する国内検討体制の構築と国際標準化人材の育成を図る。	港湾分野における専門人材の ISO 原案作成等への参画（TC/SC/WG、国内委員会への参画）
		産官学が連携し（「航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会」、航空機の脱炭素化に向けた環境新技術（電動化、水素化、軽量化・効率化）に関する国際標準化を図るとともに、そのための国内連携の母体となる国内協議団体の設置・基盤強化及び人材育成を図る（再掲）。	航空機・装備品産業における国内協議団体の R7 年度末までの設立、上記国内協議団体の参加企業数、国際標準化機関の委員会等の参加者数
		上下水道分野において産学官が連携し、日本企	日本の上下水道分野の専門家が参画した ISO

		業のコア技術に関連する技術について戦略的に国際標準化を検討する。	の関係会議の回数
	環境省	関係政府機関、業界団体等と共に、手積み式ごみ収集車の規格について提案を行う。循環経済や脱炭素に資する燃料資源である SRF については、燃料としての品質や製品安全性を規定する。我が国主流の RPF（古紙や廃プラスチックを主原料とする廃棄物固形燃料）が ISO 規格に含まれるよう対応を進めると共に、RPF に関する JIS 規格の考え方についての共有などを行う。	2025 年 10 月頃まで目途に SRF のかさ密度の試験方法に関する規格提案について、ISO 化を目指す。
		気候変動対策、循環経済、自然再興などの環境分野に関するルール形成の重要性が増していることを踏まえ、政府・産業界・研究機関が一体となった国際標準化活動を進める。	(KPI) 気候変動 ・国別の温室効果ガス算定手法を定める IPCC ガイドラインに GOSAT を用いた国別吸収排出推計技術を掲載する。 ・R7 年度までに排出削減プロジェクトにおける削減効果の評価準備・評価を 1 件実施する。 ・市場ルール整備を通じて日本の環境インフラ輸出市場の拡大と競争優位性を確保する。 (KPI) 循環経済 ・情報開示スキームの開発及び GCPver1.0 開発への貢献も踏まえ、今

			後必要となるセクター別の情報開示ガイダンスの策定を WBCSD に対して働きかけつつ当該ガイダンスの草案を策定する。 ・対象バリューチェーンの循環性指標及び環境負荷削減効果推計方法を完成させ、関係省庁と連携した国際規格等への標準化活動を行う。 (KPI) 自然再興 ・ネイチャーポジティブ分野におけるルール形成・市場創造を見越した我が国としての戦略を横断的および特定領域において R8 までに複数（2～3 件程度）策定する。 ・ISO/TC331 に対応する国内審議委員会を年 1 回以上開催する。
		気候変動対策、循環経済、自然再興などの環境分野に関するルール形成の重要性が増していることを踏まえ、各分野における企業の行動変容促進や人材育成、標準化活動促進に向けた基盤整備を図る。	(KPI) 気候変動 ・ IPCC ガイドラインに GOSAT を用いた国別吸収排出推計技術を掲載する。 ・ R7 年度までに排出削減プロジェクトにおける削減効果の評価準備・評価を 1 件実施する。 ・市場ルール整備を通じて日本の環境インフラ輸出市場の拡大と競争優位性を確保する。 (KPI) 循環経済

			・GCPver1.0以降の開発として、セクター別情報開示ガイダンスの策定を WBCSD に対して働きかけつつ、当該ガイダンス案の GCPver2.0 への反映を図る。 ・対象バリューチェーンの循環性指標及び環境負荷削減効果推計方法を完成させ、関係省庁と連携した国際規格等への標準化活動や認証制度等の環境整備を行う。 (KPI) 自然再興 ・国際的に見ても優位性・新規性のある環境負荷の可視化ツールを R7 までに開発する。
②知見やノウハウ、人材情報等を共有・マッチングする仕組みを構築する。	内閣府(知的財産戦略推進事務局)	既存の取組とも連携しながら、一元的な相談窓口とともに、知見やノウハウ、人材情報等を共有・マッチングするための場を設置する。	R7 年度中に国内外の状況を調査するとともにニーズ把握を進め、窓口や場の設置に着手
	農林水産省	農林水産・食品分野における国際標準戦略の策定(再掲)	農林水産物・食品の輸出額の拡大(5兆円(2030年まで))
		農林水産・食品分野において、国際標準化活動に係る国内ネットワークを構築する(再掲)。	農林水産物・食品の輸出額の拡大(5兆円(2030年まで))
	国土交通省	産官学が連携し(「航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会」、航空機の脱炭素化に向けた環境新技術(電動化、	航空機・装備品産業における国内協議団体の R7 年度末までの設立、上記国内協議団体の参加企業数、国際標準化機関の

		水素化、軽量化・効率化)に関する国際標準化を図るとともに、そのための国内連携の母体となる国内協議団体の設置・基盤強化及び人材育成を図る(再掲)。	委員会等の参加者数
③省庁間、国地方間の連携を強化する。	内閣府(知的財産戦略推進事務局)	国際標準戦略を推進する主要な関係府省で構成される「標準活用推進タスクフォース」を時宜を踏まえて開催し、各省庁における国際標準活動や、その推進に向けた施策についての情報共有を図り、国際標準に係る政府全体としての効果的な施策の実施に向けた連携を促進する。	年1回以上の時宜を踏まえた開催

(4) 国際連携の強化

施策小分類	省庁	施策	KPI
①国際的な標準化人材育成やネットワークに取り組む。	内閣府(知的財産戦略推進事務局)	ASEAN 各国を念頭においた横断的・多層的なG2G 連携枠組みを各省庁と連携して構築する。	R7 年度中に、連携対象国・地域を特定し、協議を開始／R8 年度までに連携合意及び合意に基づく連携施策を開始
		官民連携の場やデジタルプラットフォームを通じ、個別分野の取組を活用しながら、企業や研究機関の視座シフトを啓発、人材育成にも貢献(再掲)	R7 年度以降、官民連携の場などを通じて、国際標準に大きな影響を持つ組織や会議への日本人の参画状況を確認する。
	農林水産省	ASEAN 地域の大学と連携した食品関連規格に関する研修の実施	農林水産物・食品の輸出額の拡大(5兆円(2030年まで))

②国際相互承認制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する。	内閣府（知的財産戦略推進事務局）	ASEAN 各国を念頭においた横断的・多層的な G2G 連携枠組みを各省庁と連携して構築する。	—
	総務省	我が国の周波数ひっ迫事情を反映した周波数利用効率の高い無線技術が国際的に調和のとれた技術として技術基準を策定できるよう、その国際標準化を積極的・戦略的に進める。	ITU における我が国の寄与文書数、外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点、我が国が関与して策定された ITU における勧告等の数
		研究開発段階から戦略的パートナーとの連携を通じた戦略的な国際標準化を促進するため、関係国との間における国際共同研究を推進する。	戦略的パートナー国との国際共同研究の実施
	文部科学省	フュージョンエネルギー分野において、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）とともに、産官学及び国際連携を通じて、国際標準化活動の強化を図る（再掲）。	（KPI）フュージョンエネルギー分野における国際標準化に関して、R8 までに以下の達成を目指す。 国際標準案の骨子を完成させる。 ITER 機器の設計・製作経験及び最新の知見に基づく規格の合理化・最適化案を策定する。 主要機器である超伝導コイル構造規格の国際標準化の審議を開始、真空容器の構造規格の原案作成に着手する。 ウェビナー、技術体験・講習会、学会・セミナー活動、国際機関との交

			流、メディア等を活用した人材育成プログラムを策定する。 人材育成スキームを構築し、国際機関などへ人材を派遣する。 国際規格の策定に必要な根拠データを取得するための試験計画や試験実施体制を含めた環境整備計画を構築する。 合わせて、既存装置を活用した根拠データ取得を進める。 (KPI) R9～R11 は、上記の成果を踏まえて超伝導コイルなどの主要機器の建設規格の国際標準化を進め、フュージョンエネルギーシステムの建設活動に反映する。 人材育成プログラムを継続し、研究者や技術者に加えて、国際的な経験を持つプロジェクト全体を俯瞰して国際標準化を推進できるマネジメント人材を創出する。 既存の試験設備による国際標準化の技術的根拠となるデータ取得を継続するとともに、新たな試験設備などの環境整備を行い、根拠データや工学データの取得を加速する。
--	--	--	--

	厚生労働省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に設置したアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター（ATC）によるアジア諸国等の薬事規制当局担当者向けの医薬品・医療機器等の薬事規制に関する研修を通じ、薬事規制に関する国際的に調和された基準・ガイドライン等の各国への浸透・規格普及を図る。	アジア諸国に対し、薬事規制に関する国際的に調和された基準・ガイドライン等の解説を含むトレーニングを年5回以上開催、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成する。
		食品の衛生管理・監視指導の強化等に関する研究、衛生管理基準の国際整合性に関する情報収集、研究等を通じて食品の安全確保を図る。	食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会の関係する部会にR11までに延べ10回以上参加し、国際規格策定等に貢献する。
	農林水産省	国際的に通用する認証の枠組みの整備（JASaffとIAF及びAPACとの国際相互承認締結）	農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円（2030年まで））
		スマート農業のASEAN展開に係る国際標準化に向け、欧米のフォーラム標準化団体（AgGateway等）と連携し、アジアで盛んな水田作や中小型スマート農機向けのデータ交換規格の開発・標準化を通じて、日本のスマート農業技術のASEAN展開を図る。	令和7年度：ASEAN地域への日本企業進出のための国際標準を活用したビジネスモデルの策定（5件以上）等、 令和8年度：オープンクローズ戦略に基づいて日本企業のビジネス展開開始等

	経済産業省	貿易コスト削減や強靱なサプライチェーン構築を目的に、貿易プラットフォームを活用した貿易手続のデジタル化（貿易 DX）を推進する中で、データ連携を国際標準に基づき進めるべく、日本企業による国連 CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）の定める国際標準の実装を支援するためのガイドラインを策定する。	—
	国土交通省	PIANC（国際航路協会）の WG 参加等による、技術基準等の海外展開・国際標準化の推進	PIANC 等の総会等参加回数（5 回/年）
		日本の提案により国際標準化機構（ISO）に設置されたコールドチェーン物流に関する技術委員会（TC315）において、規格化に関する最終合意が行われた ISO31512（BtoB コールドチェーン物流サービスについての ISO 規格）を普及するための取組を行う。	日本の協力のもと他国政府又は組織等により策定されたコールドチェーン物流に関する 8 規格の策定を目指す。
		自動車の国際基準を策定する国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）への積極的な参加を通じ、日本の技術・基準等の国際標準化を推進する。	自動運転分野において自動車メーカーとも連携し国際議論をリードすることにより、国際基準の策定に貢献する。

		国際標準機構（ISO）、世界気象機関（WMO）その他の国際機関と連携し、水防災分野や、気象・水文分野における早期警戒システムに関する国際標準形成を推進し、国際社会におけるこれらの分野への投資拡大を図るほか、本邦企業を含む関連企業が活躍できるグローバル市場の形成を企図	水防災に関する国際標準文書の作成・公表件数、気象水文分野の早期警戒システムに関する国際標準文書の作成・公表件数
		3D 都市モデルの分野において、地理空間情報の標準化に取り組んでいる国際標準団体 OGC（Open Geospatial Consortium）と連携し、新たな標準作りへの協力を図る。また、東南アジア地域においても、都市デジタルツインの構築を進めている。	—
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所において、研究計画の企画立案段階から研究成果の国際基準・標準化を念頭に研究を実施するとともに、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、国際標準化機構（ISO）、国際航路協会（PIANC）等への国際基準案の提案書作成等に対して関与し、国際標準化活動に貢献する（再	国際基準・国際標準に係る会議参加数

		掲)。	
	環境省	日本のタイプ I 環境ラベル「エコマーク」と海外のタイプ I 環境ラベルとの相互認証の推進	相互認証の対象商品分野・活用実績の拡大
③ASEAN 各国等との連携を強化する。	内閣府(知的財産戦略推進事務局)	ASEAN 各国を念頭においた横断的・多層的な G2G 連携枠組みを各省庁と連携して構築する(再掲)。	R7 年度中に、連携対象国・地域を特定し、協議を開始／R8 年度までに連携合意及び合意に基づく連携施策を開始
	総務省	アジア太平洋地域における連携(アジア・太平洋電気通信共同体(APT: Asia-Pacific Telecommunity))	日本の拠出金で実施した研修やプロジェクトなどの件数
	厚生労働省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に設置したアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター(ATC)によるアジア諸国等の薬事規制当局担当者向けの医薬品・医療機器等の薬事規制に関する研修を通じ、薬事規制に関する国際的に調和された基準・ガイドライン等の各国への浸透・規格普及を図る(再掲)。	アジア諸国に対し、薬事規制に関する国際的に調和された基準・ガイドライン等の解説を含むトレーニングを年5回以上開催、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3(Good)以上の割合が延べ75%以上を達成する。
	農林水産省	スマート農業の ASEAN 展開に係る国際標準化に向け、欧米のフォーラム標準化団体(AgGateway等)と連携し、アジアで盛んな水田作や中小型スマート農機向けのデータ交換規格の開発・標準化を通じ	令和7年度:ASEAN 地域への日本企業進出のための国際標準を活用したビジネスモデルの策定(5件以上)等、 令和8年度:オープンクローズ戦略に基づいて日本企業のビジネス展開開始等

		て、日本のスマート農業技術の ASEAN 展開を図る。	
		日本の GHG 削減・吸収技術が ASEAN タクソミーの技術的審査基準（TSC）に採択・掲載されるよう、関係国との二国間共同研究等や ASEAN 事務局への働きかけを実施。さらに、日本のカーボンのクレジット方法論（J クレジット）を ASEAN 現地の環境に調和させることで、日本企業による GHG 削減・吸収技術の ASEAN 展開・市場開拓を図る。	令和 7 年度：我が国カーボンのクレジット方法論の適用に向けた ASEAN 現地での実証実施 等、 令和 8 年度：ASEAN タクソミーの TSC に日本技術が 3 件以上採択等、令和 9 年度：インドネシア及びベトナム TSC への日本技術の採択等
	経済産業省	ISO 地域コーディネータ、IEC 地域事務所及び各国標準化機関との連携や ASEAN の関連会合、APEC 基準・適合性小委員会（SCSC）、北東アジア標準協力（NEAS）フォーラム、太平洋地域標準会議（PASC）への参加等に取り組む。	シンポジウム・セミナーの開催、NEAS フォーラム、PASC 等への参加
	国土交通省	港湾分野において、我が国の技術基準類をベースに、現地の自然条件や技術水準・経済水準にあわせた港湾施設の技術基準類の海外展開を進める。	技術基準類の策定支援対象国との協議の実施
		港湾分野において、日 ASEAN 港湾技術者会合の開催などの港湾技術	日 ASEAN 港湾技術者会合の参加国数 10 か国

		共同研究プロジェクトの活動を通じて、ASEANと日本に共通する技術的課題の解決を図る。	
		自動車基準・認証制度分野において、ASEAN 諸国との官民共同フォーラム等の開催を通じて、自動車の安全・環境基準の国際標準化やアジア諸国等との連携の推進を図る。	官民共同フォーラムの参加国数 10 か国
	環境省	ISO/TC147(水質)分野において、マイクロプラの採取や分析等のモニタリング手法に関する複数の規格策定が並行して進行している。SC6(採取(サンプリング))では、日本主導で策定した漂流マイクロプラのモニタリング手法に関する国際的なガイドラインの内容を反映した。標準化の推進により、効果的な対策に向けた更なるデータの収集に加え、関連技術を要する日本企業や研究者等の国際展開を促進する。	令和 7 年度中に、規格 [ISO 5667-27 (サンプリング)] を策定する。
		循環産業のうち廃棄物発電事業について、我が国の廃棄物発電技術の導入を通じた各国の廃棄物問題の解決を進めべく、我が国が有する強み等を踏まえた廃棄物発電技術の導入方策	環境省と協力覚書を締結しているアジア開発銀行 (ADB) と連携し作成している、アジア地域における廃棄物発電事業に係る官民連携 (PPP) 調達ガイドラインを R7 年度目途で最終化する。

		を調査する。	
		温室効果ガス排出量の 透明性向上支援事業	2030 年までに企業の温 室効果ガス排出量の透 明性向上を支える制度 構築の支援国を 3 カ国 獲得する。
	内閣府（科学技術・イノ ベーション推進事務 局）、経済産業省、国土 交通省	スマートシティに関し て、諸外国による知財・ 標準化の動向や国際標 準の戦略的・国際的な活 用の取組を踏まえ、国内 外の標準の専門家等と 連携して、関連する国際 標準の活用や提案を推 進する。また、関係省庁 連携の「日 ASEAN 相互協 力による海外スマート シティ支援策（Smart JAMP）」等により海外展 開を推進する際に、国際 標準を積極的に活用す る。	—
④国際標準の国際会議 を日本で開催する。	内閣府（知的財産戦略推 進事務局）	国際会議における我が 国の標準化に関する取 組の発信	R7 年度中に国際会議に おける発信を実施
	経済産業省	ISO や IEC における個別 分野の国際会議の招致 を進めるとともに、2029 年の IEC 大会の日本誘 致に向けた具体的な検 討を進める。	ISO、IEC における個別 分野等の国際会議の日 本での開催
	総務省	携帯電話等の分野にお いて、国内関連事業者と ともに、国際電気通信連 合での標準化活動に貢 献する一環として、令和	令和 7 年度の ITU-R SG5 WP5D 会合の日本開催に おける国内関係者の会 合参加者数

		7 年度に関連会合を日 本で開催	
--	--	---------------------	--

以 上